

◎議 事 日 程（第2号）

平成26年9月9日（火曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 議案第39号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第2 議案第40号 愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第41号 愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第42号 愛西市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について
- 日程第5 議案第43号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律及び母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第44号 愛西市佐屋西児童館の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第45号 愛西市市江児童館の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第46号 愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」、愛西市佐屋デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第47号 愛西市佐織老人福祉センター、愛西市佐織デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第48号 平成26年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第49号 平成26年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第50号 平成26年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第51号 平成26年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 認定第1号 平成25年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 平成25年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 平成25年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 平成25年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第5号 平成25年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第6号 平成25年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第7号 平成25年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第8号 平成25年度愛西市水道事業会計決算の認定について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出席議員（19名）

1番	大野 則男 君	2番	山岡 幹雄 君
3番	石崎 たか子 君	4番	加藤 敏彦 君
5番	八木 一 君	6番	大宮 吉満 君
7番	近藤 武 君	8番	神田 康史 君
9番	杉村 義仁 君	10番	島田 浩 君
11番	河合 克平 君	12番	真野 和久 君
13番	吉川 三津子 君	14番	鬼頭 勝治 君
15番	大島 一郎 君	16番	鷺野 聰明 君
18番	大島 功 君	19番	竹村 仁司 君
20番	高松 幸雄 君		

---

◎欠席議員（1名）

17番 堀田 清 君

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永 貴章 君	副市長	鈴木 睦 君
教育長	加藤 良邦 君	会計管理者兼 会計室長	水谷 勇 君
総務部長	石原 光 君	企画部長	山田 喜久男 君
経済建設部長	加藤 清和 君	教育部長	五島 直和 君
市民生活部長	永田 和美 君	上下水道部長	飯谷 幸良 君
消防長	小塚 良紀 君	福祉部長	小澤 直樹 君
施設整備課長	横井 一夫 君	健康推進課長	飯田 優子 君
人事課長	大鹿 剛史 君	保険年金課長	井戸田 憲二 君
総務課長	猪飼 明 君		

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部 秀三	議事課長	佐藤 敏彦
書記	山田 宗一	書記	服部 陽介

---

○議長（鬼頭勝治君）

おはようございます。本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

17番・堀田清議員は欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

次に、これから議案質疑に入るわけでございますけれども、質疑におきましては、愛西市議会会議規則第54条で、発言は議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならない。また、自己の意見を述べることができないと明記されております。また、同条第2項には、この規定に反するときは議長が注意することとなっておりますので、発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第39号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

日程第1・議案第39号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、2番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○2番（山岡幹雄君）

今回の議案第39号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、1点のみ御質問させていただきます。

この平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立したことに伴い、子ども・子育て支援制度がスタートしました。今回、この条例案につきまして、この内容を市民に説明会を開催する計画があるかどうか、お尋ねいたします。

○福祉部長（小澤直樹君）

お答えをさせていただきます。

子ども・子育て支援制度につきましては、現在事業計画の策定を進めているところでございます。この策定を進めるに当たりまして、市民向けの説明会といったものを開催している自治体もあるようでございます。こういうところにつきましては、新たな地域型保育事業を始めるですとか、保育所や幼稚園から認定こども園に移行するといった事業体があるような地域で、こういった説明会が実施されているように見受けられます。

愛西市におきましては、この新制度に伴いまして、認定こども園などの施設型給付に移行するという、こういった意思表示をしている施設はございませんし、地域型保育につきましても、既に多くが実施されておりまして、今のところ現状と大きく変わりありませんので、説明会を開催しなければならないといった認識は持っておりません。制度設計上、従来と変わる部分

というのがあるわけですが、現在御利用になっている施設を通じて、細かな説明についてはいただけたほうが利用者の方に理解しやすいといったことも考えてございますので、広く一般を対象にした説明会といったものを開催する予定は持っておりません。以上でございます。

## ○2番（山岡幹雄君）

全国的にも一応そういう制度が変わったということで、市民の皆さんはその制度がどういふふうに変ったかということで興味があると思います。今後、そういう施設がないというにもかかわらずしていただくということと、あと御答弁にもありましたその事業計画の策定、これはいつごろ定める計画があるかどうか、お尋ねいたします。

## ○福祉部長（小澤直樹君）

子ども・子育て支援事業計画につきましては、現在子ども・子育て会議、市で設置をいたしておりますが、この中で御意見をいただきながら策定作業を現在進めております。11月ごろには、パブリックコメントを実施させていただいて、年度内をめどに策定をするといった予定で進めております。以上でございます。

## ○議長（鬼頭勝治君）

次に、12番・真野和久議員、どうぞ。

## ○12番（真野和久君）

それでは、議案第39号について質問を行います。

今回、愛西市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準ということで、いわゆる子ども・子育て新制度にかかわる条例案が出されたわけでありまして。今、部長のほうからは、新たな認定こども園などの変更はないという話はありませんでしたが、確認のためにも質問をさせていただきます。

この本条例の中で、特にこの子ども・子育て新制度では、最初は保育所と保護者との契約という形で進められながら、途中から、いわゆるこれまでの保育所等については市町村が責任を持って契約を行うという方向へと大きくかじを切りました。その点では、いわゆる保育の行政としての責任というものを果たすべく、変わった点はよかったですけれども、しかし、それ以外のところでは、業者と保護者との契約というようなことにもなってくるので、その点では大きく変わるところもあります。

そうした中で、まず1つ確認であります。そういう形が変わってきたにもかかわらず、政府等の資料などでは、やはり保育所等の変わらない部分よりも、それ以外の変わる部分についての方向性ばかりが出て、そうした変わらない保育所の状況や何かについての確認等がなかなかされないというようなことも言われています。その点で、市内の保育園や幼稚園など、現行施設の運営が本当に変わらないのか。また今、通所、通園している子供たちや、また保護者の皆さんに対する影響はないのか。さらには、先ほども答弁が一応ありましたが、市内で認定こども園や小規模保育事業所などの開設そのものの動きですね、現状と動きについて質問をいたします。

2つ目に、愛西市の子供で、愛西市内では保育園等については変わらないという話でありましたが、やはり市外の保育園や幼稚園に通っておられるお子さんなども見えます。そうした場合、そうしたところが例えば認定などへと移行した場合、どのように影響してくるのかについてお尋ねをいたします。

それから3つ目、やはり認定区分や、それから今後、保育の必要性について認定をされるということが出てきますけれども、そうした保育時間などの認定、必要性などの認定について、現在通園している子供たちや保護者に対して影響がないのか、また今後そうしたところで、今までの基準とどのように変わっていくのかについてお尋ねをいたします。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

それでは、順次お答えをさせていただきたいと思います。

現在、愛西市内につきましては、保育園が14園、幼稚園が3園でございます。この中で、先ほども申し上げましたように、来年度から認定こども園等へ移行するといった意思表示をしている施設についてはございません。また、新たに保育事業等の新規開業をしたいといった御相談もございません。

こういったことですので、現在の市内の施設を利用しておみえの方、この方々につきましては、従来とほとんど変わることなく保育事業が実施されるといったことを考えておきまして、保護者の方への影響についてはほとんどないといったことを考えております。

ただ、先ほど言われましたように、市内のお子様は愛西市以外の施設を使う場合につきましては、認定こども園でありましたり、施設型給付を受ける幼稚園、幼稚園が施設型を受ける形の幼稚園に移行するといった例がないわけではございません。こういった場合ですと、保育の必要性との認定の中で1号認定、これは3歳以上で幼稚園を利用する子供といった認定になるわけですが、こういった認定を受けた場合につきましては、利用者負担額が変わることが予想されます。この理由が、従来幼稚園部分で定められておりました授業料が市で定める、これは幼稚園ですので教育の部分になります。教育の部分の利用者負担金といった形に変わる、こういったものによって変化する場合があるといったことでございます。

大きく3つ目の認定区分等のお話でございます。これについて、通園しているお子様や保護者の方に影響があるかといった部分につきましては、この認定については、今までは保育に欠ける要件と言っておりました。これが、保育の必要性の基準といったものになります。この中で、保育時間の区分が短時間であったり標準であったりといった区分もあって、それに応じた利用者負担額といったものも設定をしていかなければならないといった変更になっております。

しかしながら、保育の必要性の基準といったものにつきましては、従来と変わらない要件、中身が実際には変わらない要件になっておりますし、市としましては、利用者負担額の設定の場合、短時間保育と標準的な保育で差をできるだけつけたい。できれば一緒といった方向で考えております。したがって、現状で御利用をいただいている方については、影響についてはほとんどないということで認識をしております。以上でございます。

## ○12番（真野和久君）

愛西市の中では、新規事業はないということで変わらないということでした。

ただ、利用者、特に市外の関係でいくと、やはり大きな変更点というのは認定こども園等、また給付型幼稚園などでは、事業者と、それから保護者との契約になってくるという点がやっぱり大きく変わってくるんじゃないかなあと。

そういう中では、その中の費用負担なども、やはり事業者によってさまざまになってくる点では、従来利用していた方々にとっては、先ほど変更等があり得るという話がありました。そうした点というのは、よく必要なところに、行きたいところに行けるからいいじゃないというような言われ方もします。逆に言うと、そうならない場合も、制限された場合には、例えば利用料の引き上げとか、そうした中身の変更とかを受諾せざるを得ないと思いながら、そういうような方向にも出てくる可能性も当然出てくるわけだと思います。市として、そうしたところで、先ほどの答弁から聞いていると、もしかしたらそれぞれのところで説明をしてもらえばいいですよというような話になるかもしれませんが、そうした変更などによって、例えば利用負担が値上げなどによって、ちょっとそれはほかのところに変わりたいとかということも含めて相談があった場合に、どのように対応していくのかというのが1つ目、最初に質問したいと思います。

また、長短あわせて保育時間等、基本的に考えは変わらない方向でやっていきたいというような話でありましたが、以前から、例えば長時間保育とか、そうした方向とか、なかなか私立幼稚園、保育園等でやれないところに関して、愛西市の保育園は病児保育とか、そうしたことも考えていきたいというような話の答弁もありましたが、今後こうした保育園事業そのものの大きな変更というのは、これからどのように考えていくのかについてお尋ねします。

## ○福祉部長（小澤直樹君）

まず1点目、来年度に限った話でございますけれども、市外のいわゆる認定こども園へ移行したり、給付型の幼稚園へ移行した施設の場合、大きな保護者負担の変更がある、そういった場合にどうするかという御質問だと思います。

そもそも、こういった利用者負担を市外であっても設定するのは市でございます。それぞれの園に応じた上乘せの徴収については、これはそれぞれの施設が設定をするといった形になっておりますので、ベーシックな部分の利用者負担金というのは、愛西市内にお住まいの方であれば一本の基準で御負担いただくという形になります。

ただ、現状の市外の施設の授業料の設定は、ピンキリでございます。非常に幅が広うございますので、それを市が一定の基準に設定をした場合、園によっては値下げになるところもあれば、値上がりになるといった園も出てくることは十分予想されます。そういったところで、我々としても、この設定をどのあたりにするかというのは非常に悩ましいところではございますが、保育料との整合性もございますので、そういったあたりも、現在資料も収集しながら考えておるところでございます。そういったものも含めて、御相談があった場合については、こういう場合はこうですといった細かい説明についてはさせていただかなければならないという

ことは考えております。

それから、今後の進め方でございます。先ほども言いましたように、来年度につきましては、現在どの施設についても様子見といった雰囲気でございます。国のほうから具体的な数値、いわゆる利用料金の設定であったりとか、法定利用の金額であったりと、こういった具体的なところが示されてきていない状況でございますので、今のところ皆がほかの周囲の状況を眺めているといった雰囲気は感じております。したがって、もう少し動きかけるのは、その辺の具体的な数字が出まして、私どものほうの利用料設定も決まっていた段階で割と動いていくのかなといったことは予想はしております。

あと愛西市につきましては、いろいろ保育事業等、周囲の市町に比べて少し頑張らせていただいているなあということは思っておりますが、やはりニーズというのは、昨年、必要量調査をやらせていただきましたが、やはりいろんなニーズがございます。こういったものについても、できるところからやはり対応していく、順次その時代に応じたサービスは提供していかなければならないということは考えております。非常に抽象的な表現になりますが、現状ではそういうことを考えてございます。以上でございます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○13番（吉川三津子君）**

議案第39号について質問をいたします。

かなり質問がされましたので、少し割愛して質問させていただきますが、この仕組みの変更により、先ほどから大きな変更はないということですが、実際には市が保育料の認定をして、その後、保護者が実際に保育園のほうに申し込むという形だと思うんですが、それだけ考えると、かなりこれ仕組みとして大きな変更があると思えますが、国の決定が遅いから、今年度はとりあえず昨年度と同様なプロセスでもって募集をしてくのか、それとも来年もこの形でいけば大丈夫なのか、その点について御説明をいただきたいと思えます。

それから、先ほどからこの仕組みについて、私も子育て支援の活動をしながら、多くの方々がこの仕組みの変更を御存じない状況であると思えます。やはり保育園のほうで共通の資料等をそろえながら、正確な情報が伝わるということが必要であろうと考えますが、そういった説明方法について何らかの共通した説明方法が手当てされているのか、お聞きしたいと思えます。

それから、先ほど保育料の関係の質問がございました。答弁がございました。これから国のほうが保育料の上限を決めてくるわけで、いろんな自治体では、そのガイドラインを待たずに保育料についての審議が始まっているのが私は現実ではないかというふうに思っています。今、愛西市においては、ほかの自治体に比べて保育料が安くなっております。これをきっかけにして改めることはないとは思いますが、その辺について保育料に関しての考え方をお伺いしたいと思えます。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

まず1点目の先ほど来、来年については従来と大きく変わりませんという説明をさせていた

だいております。これが来年と再来年で変わるのかといった御質問でございます。

まず第一段階に、こういう制度が変わりますといった部分につきましては、昨年度ニーズ調査、必要量調査を約9割ほどの家庭に直接郵送をさせていただいて、趣旨の説明とアンケートの協力を求めたといったことをしておりますので、第一段階的なものについては御存じになられているのかなあということを思います。

ただ、ほかではやっていますよという内容ですが、やはり一つ一つ聞いてみますと、国が示しておりますパンフレットでこんな内容ですよというような内容であったり、先ほども少し答弁させていただきましたが、今回この制度改正によって、新たに保育サービスをふやすとか、認定こども園に変わるといった具体的な話があるところについては、説明会等をやはりやっておみえなようでございます。そのときのパンフレットも、やはり具体的な内容まで踏み込んだものにはまだまだなっていないというようなところのようでございます。

そういったところで、愛西市としましては、お話しする内容そのものが今のところまだほとんどないといったところでございますので、これについては先ほど来の御説明のとおりでございます。現時点では、特に変わったところはありませんが、資料的なものについても先ほど言ったように、現在のところやはりまだ国が示しているぐらいのものでしかなくて、愛西市はこうですといったものも現在作成はできておりません。

ただし、先ほどこれも言いましたが、施設そのものが来年度についてはとりあえず様子を見ようといった構えでお見えになりますので、これもある程度時間がたって、皆さんの動きがわかってくるにつれて具体的な動きになっていくといった形になろうかと思えます。

ただ、保護者の方との契約云々につきましては、これは先ほど真野議員も言われましたように、従来の形を踏襲した方法でもオーケーといったような形に、制度設計の当初の話からはふっと戻ったような話も出てきておまして、我々としても、そういったところ、この先またどう変わるのかなあといったところに非常に興味を持っているところでございます。

保育料につきましては、算定の根拠ですが、これは今まで所得税額を根拠に階層的に保育料を設定させていただいております。所得税が政策によって非常に取り扱いが年々変わるといった煩わしさがあるところから、この根拠を市民税の税額に置きかえるといったことについては決まっております。そういった意味で、今まで大きくとか、変わりませんか、ほとんどといったところがこういったところでございます。微妙に線引きのところが変わりますので、昨年と同じ所得であっても保育料が変わる場合も出てくるといったことは想定されます。

もう1点は、やはり幼稚園部分でございます。こちらにつきましては、今回、私ども市としても設定が初めてでございます。この辺につきましては、近隣の施設の授業料の現状でありますとか、国の示す利用料、先ほど議員のほうからありました上限を決めるといった情報もございますので、こういったものを見ながら利用の設定をしていかなければならないということで、現在作業中でございます。

あと、便乗値上げというようなお話もありましたが、保育料については、従前からおおむね3年ごとに見直しをさせていただきますといった説明もさせていただいております。その従来



からの流れの中で、現在も見直しの作業についてはさせていただいております。段階的に見直しをしていく必要もあるのかなあと、余りにも弾力徴収率が低うございますので、こういったあたりについては、やはり見直しせざるを得ないなあとといった感じを持っております。以上でございます。

○13番（吉川三津子君）

再質問ですので、答弁はもう少し簡単で、重複した部分は割愛させていただいて結構ですので、よろしくお願いいたします。

先ほど市民税のほうでの税額が適用されるということでしたが、これによる影響額、大体保育料が全般的に上がるのか下がるのか、その点について1点お聞きしておきたいということと、やはり安いということで今見直しにかかっているというふうな判断でよろしいのか、その辺について確認いたします。簡単な答弁で結構です。

○福祉部長（小澤直樹君）

所得税が市民税に変わるといったところで全般的にどうなるかといったことについては、ほとんど変更はないという考えでございます。

見直し作業につきましては、もう既に作業としては進めてございます。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第40号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第2・議案第40号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、12番・真野和久議員、どうぞ。

○12番（真野和久君）

それでは、40号についての質問を行います。

この40号に関しては、いわゆる家庭的保育事業、小規模保育事業に関する規定の設備や運営に関する基準ということで条例が出されていますが、今回のいわゆる子ども・子育て新制度について、従来からの保育園や幼稚園、またそれとの制度的な変更による認定こども園等の大きなところと、それから今回の家庭的保育事業、小規模保育事業という形での小さな小規模事業というのに対して、やはりさまざまな差があるのではないかとこのところがあります。特に、保育士の資格とか要件、また保育の給食等についてもこうした問題があるわけでありましたが、その中で保育事業の保育士の資格等について確認をしたいと思っております。

小規模事業、例えばB型などでは、保育士の割合が2分の1、またC型では、いわゆる行政

の研修を修了すれば、いわゆる保育士の資格がなくても可能になる。また、保健師さんなど、そうした方を保育士としてやっていくというようなこともできるというようなことが今回うたわれているわけでありますが、やはり保育を子供たちに平等にやっていく、また安全に運営をしていくという点では、今回の改正でやはり大きな問題ではないかというふうに考えています。やはり全ての保育従事者が保育士の資格が必要であるというふうに、保育の質の問題や、また安全の問題からも考えるわけですが、その点についてはどのように考えていますか。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

保育士の資格の関係でございます。

この家庭的保育者、こちらのほうの定義といたしましては、条例の中で、市長が行う研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者、こういった規定がございます。

研修さえ修了すれば誰でもやれるのではないかという部分につきましては、私どもとしましては、保育士と同等以上の知識及び経験を有する者といったものについては、これは特例として規定がありまして、内容として保健師であるとか看護師、こういったものを想定しております。

また、小規模保育につきましては、こういった割合の中で資格を持った方がお見えになればいいというのが国の基準となっておりますので、これを採用させていただいております。以上でございます。

**○12番（真野和久君）**

基本的に、こうした資格に関しては国の基準に従うというようになっているわけですが、やはりそうした点で、愛西市として独自に考えていくことが必要ではないかということと、それから先ほども、やはり市が行う研修等で、まあいいでしょうと認めた者ということになるわけですが、そういう点でも、具体的にやっぱりそこら辺がしっかりしていないとどうなのかと。例えば、資格試験ではないですけども、そうした試験的なものをやるのかとか、実際に保育士になる方が例えば申請をした場合に、具体的にそうした要件をどのような形で同等の知識を有する者として認めていくのかというところが、やはり大事になってくるというふうに思います。そうした点は、やはり愛西市としても考えていく必要もあると思いますが、その点についてはどのように考えていますか。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

市が独自に考えなければならないのではないかと御指摘がございます。これにつきましては、条例の提案説明のところでも少し触れさせていただきましたが、今回の条例の内容につきましては、国の基準に従わなければならないといった基準と市町村が地域の実情に応じて参酌して変更ができる基準といった区分けがございます。この23条の部分につきましては、これについては参酌できる基準ではなくて、国の基準に従えといった法の決めの中で決めさせていただいております条項でございますので、これについて独断、私どものほうでどうこうできる内容ではございません。

ただし、一定の保育の程度を確保するといった研修等につきましては、これはまた別の話で

ございますので、資格云々の部分についてはそういった内容になっておりますので、よろしく  
お願いいたします。以上です。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○13番（吉川三津子君）**

議案第40号の家庭的保育事業に関する条例について、お伺いをいたします。

先ほど第39号の中で、地域型保育事業に関しては多分推進していくつもりはないような御答  
弁があったと思います。その中に家庭的保育が入るわけですけれども、市としてこういった  
形態のものを進めていくつもりがあるのか、そして仮にこういった申請が出てきたとき、市と  
しては進めるつもりはないけれども、どのような対応をとられるのか、お伺いをしたいと思  
います。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

まず、第1点のこれらの地域型保育事業について市が進める気持ちがあるのかといった御質  
問でございます。

これについては、内容をごらんいただけますとおわかりかと思いますが、これについては市  
が事業主となつてするような事業ではない、いわゆる御家庭でされるとか、小規模なところで  
されるといった内容でございますので、市が事業主となつて積極的に進めるといった考えは持  
ってございません。

それから、申請があった場合についてはどうするのかと。これにつきましては、条例で基準  
が定まっておりますので、この条例の基準に当てはまるかどうかということだけが肝心な部分  
でございます、市が進めたい、進めたくないとかいうことは条例の内容とは関係のないこと  
でございますので、肅々と審査をさせていただくといった内容になろうかと思えます。以上で  
す。

**○13番（吉川三津子君）**

3歳児未満の保育の環境については、前の議会の中でも質問させていただいております。そ  
この中で、3歳児未満の保育環境というのは、決して今、愛西市の場合、いい状況ではないな  
というふうに感じています。名古屋市においては、この3歳児未満の保育面積についても、国  
の基準よりも大きな面積をとっているわけですけれども、この3歳児未満の保育に対して、ど  
のような市として改善を考えているのか。やはりこういった保育園での充実がないと、こうい  
った家庭的保育なり地域型の保育に流れていくわけですけれども、その辺についてのお考えを  
お聞きしたいと思います。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

愛西市の市内につきましては、御存じのように私立の保育園がたくさんございます。やはり  
市内全体といたしまして、3歳未満児、特に1歳児の保育の需要について、近年、非常にふえ  
てきているといったことも共通の認識で持っております。この中で、私立の保育園におかれま  
しても施設の改修をするなり、そういった受け入れ体制も徐々にではありますけれども進んで

きております。全体として、子供の数が減った中で施設的な余裕としては出てまいりますので、それをできるだけニーズの高いところに振り向けるといった形で進めてきているというのが現状でございます。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第41号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第3・議案第41号：愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、12番・真野和久議員、どうぞ。

○12番（真野和久君）

それでは、議案第41号：愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、質問を行います。

愛西市では、この間、放課後子どもクラブという形で各小学校区ごとの整備、また他市に比べても早く、今年度から6年生までの受け入れということを行ってまいりました。

ただ、こうした今回新制度に関して、国から放課後児童健全育成事業に関する基準が出てきました。そうした中で、現在愛西市が進めている市の学童クラブの設置基準、面積や定員等を含めて、今回の国の定める基準に照らしてどのような状況になっておるのかについて、まず説明をお願いしたいと思います。

○福祉部長（小澤直樹君）

まず1点目といたしまして、今回の条例の中で、先ほども少しありましたが、法に従うべき基準、それから地方自治体が参酌した結果であれば異なる内容を定めることが許されているという参酌すべき基準といった区分がございまして、この条例案につきましても、市としましては独自の最低基準を定めるといったことはしてございませんので、国の定める基準に従っております。

現状、既に運営をしている放課後児童クラブにつきましても、いわゆる旧のガイドラインというものがございました。これに沿って整備をしてきております。ほとんどこのガイドラインが今回の国の定める基準に移行してございますので、そういった意味で、現在運営している施設については全て基準に適合していると、こういった現状でございます。以上です。

○12番（真野和久君）

一応は、これまで今回の条例に定められたところでいうと適合しているというお話でございましたが、今後、学童クラブに関してですが、特に愛西市として、特に夏休みなど、やはりこ

としなんかでいくと愛西市学童クラブに対する利用の申し込みが非常にたくさんあって、なかなか受け入れづらいところもあったし、また実際には、多くの子供が夏休みに児童クラブに来るといふことで、大変運営に苦勞しているところも多々あったように聞いておりますが、そうした現状との関係で、どのように改善をしていくのかということが大事になっていくと思えます。やはり条例で定める、先ほどの答弁で参酌基準というのがあるわけですが、基本的に国の基準に従って、とりあえず定めるということになってはいますが、そうした充実に向けて、愛西市としてやはり独自の基準も含めて検討していく考えはないのか、また現状をどういふふう改善をしていきたいのかについてお尋ねをします。

○福祉部長（小澤直樹君）

確かに夏休み、非常にどこの施設についてもたくさんの御利用をいただいております、施設がいっぱいいっぱいといった現状ではございます。

ただ、議員おっしゃいますように、その市独自で充実させる基準を定めればどうかといった御提案につきましては、少なくとも国の基準を下回る基準を決めるというわけにはいきませんので、どうしても市が独自に定める基準というものについては、最低限国の基準を上回るといった設定が必要になってこようかと思えます。そういった設定をすることによって、現状の施設が自分が設定した条例に合わなくなるといったこともなきにしもあらず。そういったことも想定はされるわけではございます。現状としましては、今の形に合わせ、参酌基準というか、条例と事業の実施と合わない部分がないような形で設定をさせていただいたということではございます。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

議案第41号の愛西市放課後児童健全育成事業に関してお聞きいたします。

夏休み、先ほどから利用者がかかなり多いというお話がありましたが、大まかで結構ですが、相対的に定員と利用者の関係はどうなっているのか、定員オーバーして困っているのか、その辺について、概要についてお伺いをしたいと思います。それから、今後の展望として、さらに利用者がふえるというような見込みを持っているのか。そして、今保育士がかかなり不足している状況で、新たにこういった条例ができることによって、さらに厳しい指導員の設置というか、雇用が必要になってくるわけですが、その辺についての保育士確保、そういった専門家確保について問題が出てこないか、その辺について市の認識をお伺いしたいと思います。

○福祉部長（小澤直樹君）

まず、1点目の定員と利用者の関係でございます。施設の定員を設定するときには、児童1人当たりに必要な面積が決まっております。そういった面積を確保した上で支援に必要な設備、備品等を設置するといった形で定員が定まっております。

実際の定員と利用者の関係性でございます。これについては、はっきりと明文化されたものについては今のところございませんが、保育所の運用につきましては、例えば定員のおおむね

2割については定員を超えて利用者を受け入れることが可能でございます。もちろん恒常的にそういった運営を認めることではございませんが、おおむね2割までは一時的に受け入れることが可能といった運用がなされております。児童館と申しますか、放課後児童クラブについても同様の考え方は適用できるのではないかとということで考えております。

それで、現在夏休みにやはり定員を超える施設というのは半数を超えてございますので、これについて、今後とも全体の率的に利用者の率がふえていくということは考えております。ただ、利用されるお子さんの数そのものが減ってくるといったこともございますので、定員的にどうなるかというのはちょっとしばらく様子を見させていただきたいなあということは思っております。

それから、保育士の確保につきましては、これについては一定の保育士さんの供給がございますし、一度リタイアされた方にカムバックしていただくといった手法もとってございますので、そういった中で補充がされていくということで考えております。以上でございます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第4・議案第42号（質疑）**

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、日程第4・議案第42号：愛西市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、12番・真野和久議員、どうぞ。

**○12番（真野和久君）**

それでは、議案第42号：愛西市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について、質問を行います。

今回こういう形で歯と口腔の健康づくり条例、愛西市長が公約の中でも健康推進とかということの中で、歯の問題に関しても条例化の提案がされていますけれども、そうした中で、今の時期に提案に至った理由というのを、特に他市の関係とかも含めて、国の動向なども含めた状況はどうなっているのかについて質問をいたします。

また、この条例案の中の第9条で、具体的にさまざまな基本理念の実現に向けてという形で施策が書いてあるわけですが、当然今現在やっている事業がたくさんあるわけで、そうした現在実施している事業の充実をどう進めていくのか、また今後こうした9条の具体的、基本的な施策の中で掲げている項目の中で、新たな事業というのをどのように考えているのかについてお願いします。

また、この歯と口腔の健康づくり推進条例というのは、10条の中でも健康日本21計画とか、

食育推進計画の中に基本的な方針や目標を定めるというふうに書いてあります。愛西市の21計画等は、この春に新しい案が出されていますが、そういう中で、それから今回、おくれで条例化されていますので、どういうふうに定められているのかについてお尋ねをいたします。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

それでは、御答弁をさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、今の時期に提案に至った理由でございますが、国におきましては、歯科口腔保健の推進に関する法律が平成23年8月に公布、施行されております。また、愛知県におきましても、あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例が平成25年3月に公布、施行されたところでございます。

また一方で、市民の歯と口腔の健康の現状としまして、幼児や学校の歯科健診の結果からも、虫歯にかかった子供は減少したものの、近年は横ばいの状況でもあります。大人につきましては、第1次健康日本21計画によりますアンケートの結果から、1人当たりの歯の本数の平均は減少しております。愛知県の平均と比べても愛西市民は歯の本数が少ないということがわかってまいりました。また、歯や口腔の健康は、生活習慣病の予防、介護予防にも関連がございます。心身の健康推進にも重要であることが近年明らかになってまいりました。

このような状況を踏まえまして、市長の公約でもあります健康寿命を延ばすことに取り組み、健康に生活できる愛西市を目指すために、より一層の歯の健康づくりの推進を図るため制定したわけでございます。

2点目でございますが、他市とか近隣の状況でございますけれども、愛知県内では、名古屋市、豊田市、あま市が制定をされております。

続きまして、第9条に示されている事業の中の関係でございますけれども、現在実施している事業の充実をどう進めていくかということでございますが、先ほど答弁させていただきました虫歯にかかった子供の減少は横ばいの状況であることや、大人は1人当たりの歯の本数が少ないということ、現状を踏まえまして、これらの健康課題への対策としまして事業内容を見直し、また充実を図っていくという考え方でございます。

新たな事業としましては、より多くの方に健診を受けてもらうため、現行行っております成人歯科健診の個別健診の対象年齢の拡大を検討しております。

また、個別健診につきましては、歯科医師会の先生方の協力、理解を得ながら進めてまいりる必要がございますけれども、対象者へは個人通知をしまして健診の内容をわかりやすくお知らせすることで、より受診につながる健診体制の整備を行うということを検討したいと考えておるところでございます。

続きまして、3点目でございますが、健康日本21計画や食育推進計画の中でどのように位置づけられているかということでございますが、歯と口腔の健康づくりは全身の健康の保持増進に必要でございます。健康寿命の延伸にもつながることから、愛西市健康日本21計画及び愛西市食育推進計画において、施策について基本的な方針、必要な目標を定めまして、他の健康課題と一体的に取り組むこととしております。以上でございます。

○12番（真野和久君）

今回の条例案について、先ほどの愛西市の課題としての子供の歯の横ばいというような話とか、大人の歯の本数が減っているというような話が、また平均よりも低いというような話がありまして、そういう中で充実を図るということでありまして、個別健診の拡大ということはお話がありましたが、以前お話を伺ったところでいくと、例えば子供さんでも、愛西市はフッ素塗布等もやりながらやっていて、小学校のころは結構歯は健康なんですけれども、だんだん高学年、または上がるにつれて、ほかと比べて悪くなっていくというような話があって、そういう学校での課題等もあったことも実は聞いているわけですが、やはり愛西市全体の中での健診と同時に、そうした歯の健康を進める上でのいろんな啓発等というのは、具体的に事業の充実等の中で考えていることとかありましたら答弁をお願いします。

○市民生活部長（永田和美君）

現在、広報とかホームページなどで、今年度、26年度につきましてはPRをしていきたいと考えております。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

先ほどと、真野議員と同じ質問ですので、結構です。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第43号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第5・議案第43号：中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律及び母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○4番（加藤敏彦君）

議案第43号ですが、この条例につきまして、1つは字句の変更のみの範囲なのか、内容の変更もあるのか、あと愛西市において該当者が見えるのかどうかについてお尋ねします。

○市民生活部長（永田和美君）

まず1点目でございますけれども、今回、福祉医療関係の改正では、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律につきましては、1点目としまして、法律の名称変更でございます。



2点目としましては、永住帰国した中国残留邦人等が亡くなった後も支援給付を受給できる配偶者、永住帰国する前からの配偶者——特定配偶者といいますが——に限定するものでございます。これは、永住帰国前から継続して中国残留邦人等の配偶者とするものでございます。

3点目としましては、母子家庭等医療費の支給に関する条例、障害者医療費支給条例、精神障害者医療費支給条例では、附則の追加ということで経過措置としまして、改正前の法律の規定によりまして支援給付を受けていた者については、引き続き支援給付を受けることができるものがございます。

母子及び寡婦福祉法につきましては、法律の名称を母子及び父子並びに寡婦福祉法に改めるというものでございます。

なお、今回の条例改正によりまして各医療費の受給資格の要件には変更ございませんし、その他4条例ございますが、4条例につきましては法律の名称のみの変更ということでございます。

愛西市内に該当者がいるかどうかというお話でございますけれども、現在のところございません。以上でございます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで休憩をとります。再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

**○議長（鬼頭勝治君）**

それでは休憩を解き、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第6・議案第44号（質疑）**

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、日程第6・議案第44号：愛西市佐屋西児童館の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、12番・真野和久議員、どうぞ。

**○12番（真野和久君）**

それでは、議案第44号：愛西市佐屋西児童館の指定管理者の指定について、質問を行います。これは、45号の市江児童館の指定管理にもかかわることですので、個別具体的にそれぞれの指定管理業者についての質問というよりは、市の考え方について質問をしたいと思います。

今回、これまでに直営で行ってきた2館に関して指定管理を行うということが決められてや

ってきたわけですが、そうした指定管理を行うことになった理由について、また直営であと2館残っていますけれども、その2館について、今後の対応についてどういうふうにするのかについての考えをまず質問したいと思います。

それと同時に、今回、指定管理団体の応募に対して、それぞれ1団体という状況になっていますね。そういう点、本来指定管理というのは、幾つかの団体のさまざまなプレゼンテーションなども含めて、アイデア等を比較しながら指定管理業者を決めていくということなんだとは思いますが、こういう形で応募する団体がやはり少ないと。特に1団体ということになってくると、その団体が適合するかどうかしか審査できないというような状況になってしまいます。そうした応募数の少なさということ等についてどのように考えているのか、お答えをお願いします。

### ○福祉部長（小澤直樹君）

お答えさせていただきます。

御存じのように、愛西市の中には、8つの児童館と4つの子育て支援センターがございます。佐屋地区の4館を除き、現在既に指定管理者に運営を委託しております。

市としましては、従来からこれらの施設については民間の弾力性であるとか、柔軟性を活用するといった考えから指定管理に委ねていくといったことが適切であると考えております。こういった説明を従来からさせていただいておりますので、その一環として、今回2つの児童館を指定管理者にお願いをするといった考えで進んできているものでございます。したがって、残りといいますか、あと佐屋児童館と永和児童館の2館が直営で残るわけでございますけれども、これについても方向としては指定管理に移行をしていくといった方針でございますけれども、時期については今のところ決まっておられません。

それから2点目の、応募が1団体しかないがということでございます。これにつきましては、今回の指定管理について募集としましては公募をさせていただきました。公募の理由の中で、市内におきましては、こういう施設を運営することのできる事業者がたくさん既にございます。できる限り市内の団体に受託をしていただきたいといった考えがございまして、申請の資格としまして、愛西市内に本社、支社、営業所など事業所を有する法人、または事務所等を有する法人という条件を添えさせていただきました。説明会等では複数の業者が参加をしていただきましたけれども、最終的に結果として1団体が申し込みをいただいたといったところでございます。以上でございます。

### ○12番（真野和久君）

愛西市は、今後も指定管理ということで話を進めていくという話がありましたが、その目的として、先ほど部長が言われたのは、弾力性とか柔軟性のある民間にという話でしたが、1団体という話になってくると、その辺がやっぱり十分に発揮できないのではないかというふうに思うわけですね。

先ほど愛西市の中で市内業者、もちろん今の佐織地区、立田地区、八開地区で児童館や子育て支援センターを運営されている団体ももちろんあるので、そういう意味では確かにかなりのの

団体があるわけですしけれども、それでも今回それぞれが1団体だったところでいくと、やはり何らかの課題があるのではないかなあと。複数化運営をされているところというのは、現状でいくとなかなかないというような課題もあると思います。やはりそういった点でいくと、現在の児童館に対する指定管理のあり方というのが、今運営されている業者さんにとってみるとなかなか厳しいのかなと、内容も含めてやはり大変なところなのかもしれないというようなこともあるのではないかと。

そういった課題、本来能力のある業者はたくさんあるにもかかわらず、そういったところが応募してこない、複数化運営をなかなかやらない。はたから見てみると、地域ごとのある意味、こう言っちゃあなんですけども、縄張りみたいなところが固定化されてしまうような感じになってしまうと、先ほど言われたような指定管理のメリットというようなものもなくなってしまっているのではないかとこのふうにも思います。

そういう点で、やはり愛西市の児童館はしっかりとした運営をしていくことが必要だと思いますので、今回から放課後子ども教室なども廃止されることによって、児童館運営についても大きな影響もあったと思いますし、そうした点も含めて、今の応募の少ない現状をどのように考えるのか、また今後、児童館の指定管理も含めた運営に関して、公募に関して、どのような改善をしていきたいと考えるのかについてお尋ねをします。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

この応募の少ないということについては、第一義的な競争原理といった部分から見ますと、やはりそういった力が働かないということについては課題であるということは考えておりました。複数団体の申し込みがしていただけるような条件設定については考えていく必要があるのではないかとこのように思っております。

なお、複数の館を運営しているところもございまして、そういうところについても地域的な云々という話もございましたが、そういったものはなかなかあるようでないのか、難しいところがございまして、複数館でやっているところもございまして。現に、競争によって管理者が入れかわったという例は皆さん記憶に新しいところかと思っておりますので、こういった仕組みについては、やはり考えていきたいということは考えてございます。以上です。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○13番（吉川三津子君）

議案第44号の児童館の指定管理者制度の導入についてお伺いをいたします。

1点目は、今回指定期間が4年になっておりますが、この4年にした根拠について、1点お伺いしたいと思います。

そして今、これからの愛西市の子育て支援事業をどうしていくのかという重要な子ども・子育て会議がこの愛西市では進められていて、これから事業計画ができていく段階でございまして。なぜこの時期に、まだこの問題についてこの会議で審議されていないのに、この時期になぜ指定管理者制度に踏み切ったのか、その理由についてお伺いをしたいと思います。

それから、国のほうからも強く言われている公共施設の再編成の問題がございます。そうした中で、複合施設化等も進めていかなければいけない現状があると思いますが、なぜこの時期なのか、これについてもこの視点からお聞きをしたいと思います。

それから、先ほどから佐屋、永和児童館についても、今後、指定管理者指定制度を導入していくということでございますが、虐待とかいろんな子育ての孤立の問題があり、直営のところとの連携はできていると思いますが、この指定管理者になると、その関係が希薄になる傾向がかなり強いと思っております。そういった問題についてどう対処をしていくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

まず、第1点の指定管理の指定期間が今回4年となっているが、この理由ということでございます。

これにつきましては、昨年度も指定管理の選定をさせていただきまして、3つの施設について5年間で設定をさせていただきました。これの最終の終了期間が平成30年度でございます。今回も、その30年度に合わせさせていただいて、次回の選定作業を効率的に進めたいといった考えで1年短縮をさせていただいております。

2点目の子ども・子育て会議で審議されているといったタイミングでなぜ今かという御質問でございますけれども、現在子ども・子育て会議の中で審議をさせていただいている内容につきましては、いわゆるこういう保育サービスの授業料に対してどういった、どれぐらいの量を提供していくのかといったところがメインの議題でございまして、施設の運営を指定管理するのか否かについては、この子ども・子育て会議の審議の対象には含めておりません。そういった関係で、この時期ではありますけれども、運営をする側として指定管理を進めていくといったことでございます。

それから、残り2館について、今後とも指定管理の方向で進めていくということでお答えさせていただきました。指定管理者につきましては、我々、現在でも定期的に打ち合わせ、会議等をさせていただいておりますので、その場では、非常に現状に即したいろんな御意見等もあり、情報交換等もさせていただいておりますので、そういった形で今後も進めていきたいと、意思疎通も図っていきたいということで考えております。以上です。

#### ○13番（吉川三津子君）

先ほど、この児童館運営については子ども・子育て会議の範疇ではないという御回答がございました。

しかし、子ども・子育て関連3法においては、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることも目標になっていて、だからこそ今回も、児童クラブの運営等についても条例化できているわけでございます。

ですから、大変その面からいっても、さきの議会でも、私はこれから子ども・子育て会議においてどんなことを話し合うのかと質問させていただきました。保育料についての議論は、終わった後にいろんな御意見をいただいているので、これを今後話し合っていくんだという、そ

んな答弁もいただいているわけです。その中で、この児童館の位置づけ、そういった事業の内容については、これから審議がされていく重要な内容ではないかという認識を持っております。そうした中で、市民の声を聞かないまま、こういった指定管理者制度が導入されたということは、タイミング的に指定管理者制度の導入に反対するわけではないですけれども、時期的にかなりこれは問題ではないかなというふうに思わざるを得ないんですけど、その辺もう一度、子ども・子育て会議と、この指定管理者制度導入の関係についてお伺いをしたいと思います。

それから、先ほど申し上げた今直営であれば、本当に虐待の問題、そして孤立の問題、本当に親が精神的に病んでいる問題、そういったものについては、かなり職員間同士で情報共有をしながら導いていくということができているわけですが、実際には指定管理者の児童館、子育て支援センターとはそれだけ綿密な関係が築かれていないのが現実であります。その辺についてどうしていくのか、再度お伺いをしたいと思います。

それから最後1点、指定管理者制度にされるわけですが、何が直営においては劣っているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

まず1点目でございます。

子ども・子育て会議の審議の内容についてでございますけれども、おっしゃるとおり、充実を図るのが目的でございます。これについて、子ども・子育て会議の中で現在主に話の中心になっておりますのがサービスの量の部分でございます。需要と供給の関係の部分が一番大きいかと思っております。

運営主体については、この中で議論はございません。この条例におきましても、あくまでこの事業をしたいという事業者があれば、この条例に基づいて事業をしていただければ、これについてはこちらが許可をするわけではございませんので、確認でございます。一応の一定の基準が満たされたものについては、私どものほうについては、私どもがどうこう言うことではなくて、自由にやれるという語弊がございますが、条例さえオーケーであればやれるといった内容でございますので、あくまで今回の子ども・子育て会議については、主に量的な部分が議論の対象になっているという捉え方をしております。

あと2点目の直営であればできる、すぐに意思疎通もできるといったことが今後心配だという御発言でございますが、我々としては、やはり先ほどの事業者を市内で事業をしている方に特定するというのは、実はこういった部分もございまして、既に市内で事業をやっておみえの事業者については、非常にふだんから交流がございますので、こういったところも非常に顔見知りの関係であれば意思疎通がうまくいくのかなあということも実は考えたところでございます。

それから3点目につきまして、直営にすると何がぐあいが悪いのかといったところでございますが、民間には民間の運営のノウハウがございます。我々公務員がやるところによりまして、非常に縛りもたくさんございますので、そういったところの柔軟性というものについては、やはり我々も見習わなければならないといった点が多々ございます。そういったところをできるだけ生かしていただければといった考えでございます。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第45号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第7・議案第45号：愛西市市江児童館の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第46号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第8・議案第46号：愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」、愛西市佐屋デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

議案第46号の愛西市佐屋老人福祉センターの指定管理者について質問いたします。

また、佐織の指定管理者についても重複しているところがございますが、共通質問とさせていただきます。

私は、この佐屋老人福祉センター、そして佐織のセンターがなぜ指定管理者なのか、とても不思議に思っております。その理由は、民間の事業者であれば、自力で施設を用意して介護保険サービスを実施するわけでございます。しかし、この愛西市の佐屋、佐織の老人福祉センターにおいては、悪い言い方而言えば、持参金つきで無料で施設を提供し、そして介護サービスが実施されているということで、民間の事業者にとっては大変不公平な状況にあると思っております。今回、どのような計画になっているのか、その点について私はしっかりと説明をいただきたいということと、なぜこの指定管理者を続けているのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

それからあと、かなりの費用が払われているわけですが、指定管理者制度においては、こういった児童館とかとは違いますので、自主事業を行うことによって利益を発生させながら、少しでもやはりこの市の負担を軽減させていくということも可能な施設であろうというふうに思っております。そういった会費を徴収しながら自主事業の工夫をされているのか、その点についてもお聞きをしたいと思います。

### ○福祉部長（小澤直樹君）

まず第1点目でございます。

このデイサービスセンター部分のことでございます。デイサービスセンターにつきましては、施設の維持管理を含んだ形での管理をお願いしておりますけれども、介護保険の事業者としての位置づけがございます。いわゆる収益事業をやる団体ということでございます。したがって、今回から指定管理料の対象からは外れております。したがって、ここで利用される者については、逆に実費を徴収させていただくといった形で今回の指定管理の契約といった形になろうかと思っております。

それから2点目、自主事業でございます。自主事業につきましては、たくさんの自主事業をやっておみえになります。これについては、実費程度の徴収金でもって運営をしております。したがって、これについての利益は出ておりません。これらのサークルについては、自主的なものもあれば、事業者のほうで準備をして提供をしているサービス、こういったものもございます。以上でございます。

### ○13番（吉川三津子君）

私は、こういった施設、建物というのは、市民の暮らしの中で課題があり、その課題を解決するために施設がある、それは当たり前の考え方だと思っております。今この施設で、どんな課題を解決しようとしているのか、その点について私はお伺いしたいと思います。

そこで介護サービスを実施するにしても、私は家賃をいただいてもいいぐらいだと思っているわけです。普通の事業所は、きちんとそれだけのものを払いながら運営をしている。そういった中で、とてもこの佐屋、佐織の老人福祉センターは腹に落ちないというか、納得ができない施設の一つなんですけれども、確かに市民の方は利用されています。でも、それが市の税金を使ってやらなければいけない事業なのか、その点について私は説明をいただきたい。

先ほど自主事業とおっしゃいましたが、多くの団体がボランティア協議会に籍を置いている団体が貸し館的に、その施設をお使いになっているのが現状なんです。だったら、もう少し指定管理者の事業のあり方を見直すとか、中身を見直すとか、そんなことを私はしていくべきであろうということと思うと同時に、やはり佐屋の支所においても、こういった場所を使えたんだろうということも思うわけです。そういった面で、こういった事業の内容等の審議がされたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、先ほど申し上げているように、私は運営条件を付した、そんな施設の貸し付けもありだと思います。そうすれば、市民の方の今までの利用にも支障が出ないと思いますので、そういった運営条件を付した施設の貸し出し、賃貸、そういったことも可能であろうと思いますが、そういったことも議論したことがあるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

そしてもう1つ、こういった不公平な問題として寿敬園の問題もあります。こちらのほうにも介護サービスの措置制度だったころの名残で、無償でこういった固定資産が貸与されている問題があるわけです。こういったことに対して、もう少し市がすべきこととしなくていいこととの区別が必要になってくるわけですが、その辺の議論はどうなっているのか、寿敬園について

ては契約が30年ですけれども、措置制度でなくなった以降に業者さんと契約の改正について話し合ったことがあるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○福祉部長（小澤直樹君）

まず第1点目としまして、いわゆるデイサービスセンター部分について家賃をもらってもいいぐらいではないかといった御質問でございます。

これについては、先ほども申し上げましたように、今後について、ここの部分で指定管理料を支払うつもりはございません。この指定管理導入のころ、これが始まったころにつきましては、周辺にこういったサービス施設も少のうございまして、市が担っていくという必要もあった、そういった段階でスタートをしております。そういった課題が当時ありました。それを少しずつ、年々年々、このデイサービスセンター部分については自主運営といった形に改めさせていただいております、今回それが初めてゼロになったといったところでございます。

あと、自主事業云々の話でございますが、そもそも老人福祉センターというのは老人福祉法に規定をされております施設でございます、ここの施設については基本は無償、無料というのが法に書いてございまして、それ以外にも通達が種々出ております。あくまでベースとして、老人福祉センターについてはそういった条件がございますので、貸与ですとか、そういった議論については今までされてきた経過についてはございません。

あと、寿敬園の件につきましては、今回の議案とは直接関係がないと思いますので、御答弁は控えさせていただきたいと思っております。以上です。

○市長（日永貴章君）

私から、若干補足させて説明をさせていただきます。

まず最初の、やらなければならない事業なのかというお話でございますけれども、これにつきましては、取ってつけたような答弁ですけれども、市民の健康増進のためだということでございます。

この指定管理者について議論があったのかということでございますが、先ほど部長も答弁を若干させていただきましたが、当然議論はございました。今回につきましては、若干今までは指定管理者の部分を変えさせていただいたということでございまして、やはり私どもといたしましても、当然民間事業者がやっている事業を公共施設でやらせるという問題については認識をしております。今後の公共施設のあり方について今議論を進めておりますけれども、当然その中の内容の一つになってくるというふうに思っております。過去のいろいろな経緯がございまして、なかなか難しい部分もございますけれども、当然これは問題解決に向けて、私どもとしてはしっかりとした議論を示していかなければならないというふうに思います。

あと、亀泉会さんの件につきましては、私自身もしっかりと内容を今後把握していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○4番（加藤敏彦君）



今、吉川議員のほうから質問がありましたので、絞ってお尋ねしますが、1つは指定管理候補者が1団体と、民間の競争原理が働いていないと。先ほど児童館でも質問がありましたけど、これもやっぱり同じ問題を抱えております。

または、不合格という場合もあるのかと、それから苦情の対応はどうしているのかについてお尋ねをいたします。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

まず最初の1団体しか実際の応募がなかったということについては、やはり議員おっしゃられますように、競争原理といった部分については課題としては残るのかなと。以前の指定管理の部分で議論がございましたが、やはり既に受託をしてみえる業者さんについては、非常にこの辺、有利な条件が整っているということで、なかなかそこに参画しにくいといったこともあるのかなあとといったところは考えております。

2番目の不合格については、これは募集要項の中で決めさせていただいております。合計の点数で50%に満たない場合については、審査会のほうから市長のほうへ答申を出さないことが、適当な事業者なしという形で報告がされる場合もございます。

3点目の苦情の対応につきましては、これは我々のほうから、苦情については速やかに報告をするようになっておきまして、今回の事業者のほうの事業計画書の中におきましては、事業者の中で事故の対策委員会の中で検証、それから迅速な報告をしていくといったことで提案がなされております。以上でございます。

#### ○4番（加藤敏彦君）

確かに指定管理、民間の活力という点で競争原理がないという状況が広がっておりますので、その課題についてやっぱり十分考えていただきたいと思っております。

それから、先ほど児童館の場合に、部長が弾力性、柔軟性ということですが、これは基準の幅が広がっていくと、逆に悪く言えばサービスの低下とか、人件費の低下とか、そういう問題もはらむわけですが、そういう点でどのように考えておられるのか。

それから、不合格の場合は、得点が50%を満たない場合には再度募集をかけるのか、直営に戻すのか、そこら辺の考えをお尋ねしたいと思っております。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

まず、第1点目の民間の活力を利用していくといったことが、ひょっとすれば悪い方向に進むことがあるのではないかとということでございますが、現状の施設利用のところについては毎月見せていただいております。利用者からのお声もいただいております。特段そのサービスが悪くなったといった御意見については、全体的にはございません。種々トラブルがあることについては、どこの施設でも同様かなということで思っております。

2点目の合格点に至らない場合にするのかといったところでございます。これについては、今のところこういった事例には当たっておりませんので、今までどうしたということではございませんが、市の組織の中で調整会議というものを設けさせていただいております。全体的な運用の意思決定をその会議の中でさせていただいております。したがって、今言い

ましたように、合格に至らなかった場合、もう一度そういった調整会議の中で再募集をかけるのか、その範囲をどうするのか、はたまた今議員が言われたように直営に戻すという議論もされるどうかわかりませんが、そういった議論がされるといったことでございます。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第47号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第9・議案第47号：愛西市佐織老人福祉センター、愛西市佐織デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

46号のほうで答弁いただきましたので、質問は結構です。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○4番（加藤敏彦君）

議案第47号、佐織老人福祉センターについては、指定期間が2年ということですが、どういう理由によるもののでしょうか。

○福祉部長（小澤直樹君）

今回、指定期間を2年とさせていただきましたのは、現在のところ新庁舎の関係で、平成28年度を目途に機構改革が行われるといった形で作業が進められております。その中で、複合施設であります佐織の総合福祉センターにおきましては、佐織保健センターが中に入っております。あと公共施設の全体の利用方法、こういった検討もされている中で、5年といった期間設定については適当でないだろうといったところで2年間と。とりあえず目標の28年度を目途にした2年間といった契約期間を設定させていただいたものでございます。以上です。

○4番（加藤敏彦君）

今、部長のほうから、平成28年度に向けて2年間にしたということですが、その施設の利用についての可能性というか、現状のままでいくのと、保健センターを中心に整備するのと、保健センターを外して、もっと福祉センター中心でいくのといろんな選択肢があると思うんですが、どんな選択肢が考えられるのでしょうか。

○福祉部長（小澤直樹君）

その点につきましては、私の発言は非常に福祉分野に偏った発言になってしまいますので、市全体としてどう考えるのかは、また別の話かということで認識しております。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これから補正予算の質疑に入るわけですが、予算質疑においては、補正予算書のページ数及び款項目を示してから説明を求めるようにしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第48号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第10・議案第48号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、12番・真野和久議員、どうぞ。

○12番（真野和久君）

それでは質問をします。2点、お願いします。

一般会計補正予算、最初は議案書の中の90ページですが、8款土木費の2項の道路橋梁費の2目の道路新設改良費の中で、いわゆる統合庁舎周辺整備事業等の土地購入という形で予算が上がっています。土地の購入場所及び単価、広さ、それから用途についての説明をお願いします。

それと2つ目ですが、予算書でいうと11ページ、12ページ、8款3項の1目都市計画総務費の委託料で、今回、埋蔵文化財調査委託料が5,010万円という形で計上をされました。これは、今の企業誘致を計画されているところの関係での調査だと思えますけれども、埋蔵文化財調査をやるということは、試掘等で一定の方向が出て、今回調査をやるということだと思うんですが、その中の調査の面積、それから位置、それから調査の期間、具体的にどのような発掘を行うのか、また発掘現場等、特徴的なものが出た場合など、出土品や現場などの説明会や見学会など、そういったことも考えていくのかについて質問をいたします。

○経済建設部長（加藤清和君）

まず最初に、土地の購入場所についてですが、これについては2カ所の地区で考えております。まず、庁舎北側の東西道路の市道24号線の佐屋小学校の南側のそろばん塾の用地で須依町の東田面地内でございます。単価につきましては1平米当たり3万5,400円で、広さについては20.57平米、用地は歩道用地というふうになります。

続いて、もう1カ所ですが、市道25号線の大井町浦田面地内にあります。単価につきましては1平米当たり2万7,510円で、広さは15平米、用途については道路用地という計画でございます。

続きまして、埋蔵文化財の関係でございますが、調査面積につきましては、約5,500平米となっております。位置につきましては、南河田町の八龍地内で、発掘調査期間につきましては

平成26年10月ごろより翌年27年3月ごろを予定しております。内容につきましては、10月ごろより調査作業に入り、2月上旬ごろまでに掘削の作業を進める予定をしております。

発掘現場の出土品の現地見学会等につきましては考えておりませんが、興味のある方については、現地の安全な場所から見学ができるよう配慮はしたいというふうに考えております。以上です。

#### ○12番（真野和久君）

まず土地購入のほうですけれども、1つは、現在あるそろばん塾のところを購入するということですね。それで歩道を広げると。

あと、大井のほうというのは、道路用地はどのあたりになるのか、ちょっと具体的に説明してもらえるといいですけれども、後でいいです。

それから、都市計画のほうですけれども、大体10月から来年3月にかけて調査を行うということでありましたが、これは今後、その後のいわゆる土地造成作業との関係でどのように考えているのかということです。また当然、今回の調査作業というのは、愛西市の教育委員会等はどういう形でかかわってきているのかについて説明をお願いします。

先ほど見学会については、興味ある方が安全に見られるところをという配慮がされるということでありましたが、中身が当然どういうものが出るかわかりませんが、当然何か出れば、そのときはそのときで特別に何かされるのかなとは思いますが、その点、教育委員会とのかかわりですね。聞くところによると、多分調査に関しては業者さんに委託するのではないかと考えられるのですが、その点についても答弁をお願いします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

まず、大井のほうの関係でございますが、大井につきましては、永和荘の北側のところで現在道路というふうになっておりますが、未買収の場所がございます。その未買収の場所につきまして、土地の所有者がかわりまして、今回、交渉させていただいた結果、用地の協力はしていただけると、こういうようなことになりましたので用地買収ということを計画させていただいております。

それと、埋蔵文化財の関係でございますが、これにつきましては、教育委員会からの指導をしっかりといただいております。それと、この4月から、臨時職員で考古学の関係の職員を採用しておりますので、その者が窓口となって関係機関といろいろな調整をさせていただいております。議員が言われました出てくるものにつきましては、全て発掘をしてあげるという形になりますので、中に残らない形で整備をするというようなことで計画をさせていただいておりますので、それ以降の利用については、全て問題なく使えるような状況で整備を考えております。以上です。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

ここでお昼の休憩をとります。再開は1時30分といたします。

午前11時55分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

お昼の休憩を解き、再開をいたします。

次に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

議案第48号、一般会計補正予算について質問いたします。

1つ目には、10ページの農水費、農業費の関係で、農地・水保全管理支払検証委託料についてお伺いいたします。

この委託については、どこに委託するのか、随意契約なのか。今年度この事業の総額は幾らになり、この事業に係る委託はどれだけを占めているのか、お伺いをいたします。

それから2番目に、12ページの土木費の補償費の関係でお伺いいたします。

この補償費の算出根拠について、詳細な説明を求めます。

それからあと、土木の埋蔵文化財調査委託料についてでございます。この市が税金で調査をしなければならない根拠法は一体どんな法律なのか。そして、どこからどこまで市がやらなければいけないのか、その説明を求めます。

それから、企業誘致に関して、以前から市の投資というか、お幾らになるかということは何度も質問しておりますが、明快な答弁が得られておりません。随分事業も進んできたと思いますので、さらにこれ以降、どのような支出が出てくるのか。そしてさらに、この埋蔵文化財の問題のほかに問題があれば、全て説明を求めたいと思います。

それから、教育費の屋内運動場の関係です。

こちらのほうは、今回中学校からということで説明がございましたが、こういったつり天井などの問題がほかに、修理・改修を行わなければならないような学校があるのか、ほかに公共施設の中にも同様な問題があるのか、その点について説明をいただきたいと思います。以上です。

○経済建設部長（加藤清和君）

委託の関係でございますが、委託の予定としては、愛知県土地改良事業団体連合会へ随意契約を予定しております。事業費の総額におきましては9,593万5,200円の総額ということで、予定をしております。

それと、委託先への予定総額ということでございますが、愛知県土地改良事業団体への委託予定総額については771万2,000円になる見込みでございます。

それと、質問の2番目の補償の内容についての御質問でございますが、用地の協力をいただいた後も所有者は現在の位置で継続し、今後も営業を行う意思があり、残地を利用して構内再築の工法で補償をするものでございます。

補償の内容につきましては、建物、工作物、動産、仮倉庫、移転雑費、営業補償、立竹木等となっております。

続いて、埋蔵文化財の関係でございますが、市の税金で調査をしなければならない理由の根拠法令という御質問でございますが、その前に企業庁としての役割から説明させていただきま

す。

用地の買収、造成工事、道路工事などについては企業庁が行います。用地の取りまとめ及び買収前までの全ての諸問題解決は市の役割となっています。そのようなことから、工業団地誘致は市の計画する事業であり、文化財保護法の第94条の規定により調査をさせていただくものであります。

市の投資といたしましては、埋蔵文化財の調査、排水路のつけかえ等が必要であります。金額については、議員が言われました、今までの質問にもありましたが、なかなか排水路のつけかえ工事の詳細設計等ができておりませんが、現段階では総額が3億円ほどになるというふうに思っておりますが、その内容につきましては、市のほうで今行っております委託料としては、地区計画の策定だとか、土壌調査の委託、農業振興地域の整備計画書の見直しだとか、埋蔵文化財の本調査、工事につきましては、側溝のつけかえ工事だとか水路のつけかえ工事というような予定をしております。以上でございます。

#### ○教育部長（五島直和君）

私のほうから、教育の関係の補正の部分でお答えさせていただきます。

今回の補正は、公立学校施設におきまして、文部科学省が強く推進する非構造部材の耐震化でございます。天井落下防止対策として、高さ6メートル以上、または水平投影面積が200平米以上のつり天井等を有する屋内運動場としております。

先ほどの御質問でありました他の教育関係についての施設でございますが、校舎とか公民館、体育館につきましては、安全確保の観点から今後の文部科学省の動向も注視しながら、安全性も考えて検討していきたいというふうに考えております。

また、公共施設につきましては、総務部長よりお答えさせていただきます。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、私のほうからは教育委員会が管理いたします、あるいは管轄する施設以外の市有施設についてお答えをさせていただきます。

まず市の管理をする施設につきましては、これは都市計画課所管で8月に愛知県から特定天井耐震改修実績調査と、このような調査の依頼がありました。その特定天井というのは、先ほど教育部長から話がありましたが、国の定義であります、先ほど上げました数字ですね。それが一つの定義づけになっておりますけれども、その調査の結果から、市有施設につきましては特定天井の該当施設についてはありませんでした。

その点から、特定天井については問題はないというふうに考えてはおりますけれども、さきの東日本大震災でも多くの学校とか体育館で天井材など、いわゆる今回補正予算でお願いしております非構造部材ですよね。そういったものが落下して、一方では、私どもも避難所の指定をしておりますけれども、避難所として使用できなくなったという事態が生じており、発生したわけでありまして。

そしてまた、一方で天井以外に、いわゆる空調関係とか照明関係、天井の附属物につきましても、当然落下に対する安全性が問題となってきておることは十分承知をしておるつもりであ

ります。

そして、天井の耐震対策と、先ほど申し上げました天井の附属物の安全については、特に災害時に避難所となる施設、これは不特定多数の皆さんが集まる施設でありますので、十分認識をする必要があるというふうに思っておりますし、高い安全性を求めていく必要があるという考え方でおります。以上です。

### ○13番（吉川三津子君）

いろいろお聞きいたしました、まず補償費の関係ですけれども、算出するに当たって、何らか市のほうの基準となるような決め事があるのか、あればそれについて教えていただきたいと思っております。

それからあと、この庁舎とか道路関係で、去年の9月には道路の関係では、周辺道路に2億8,000万ぐらいと言われて、3月には3,000万ぐらいふえて3億986万円という数字が議会の中で出てきているわけです。今回の補償費云々というのは、そこに含まれているのか。それで、3月に答弁のあったものよりも追加になった部分なのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

それから、埋蔵文化財についてですけれども、この問題というのは、私も前からここに埋蔵文化財があるといううわさというのか、そういうお話は聞いてきたわけですが、事実をいつごろお知りになったのか。佐織時代からこういったお話もあったわけですが、企業誘致するに当たって、この問題は当然わかっていたと思っておりますが、どの程度わかっていて、ここにお決めになったのか、御説明いただきたいと思っております。

それからあと、先ほどから今後の投資が3億円ぐらいになるのではないかというお話がされました。あと多分今まで市が土地を買ったりすると、土地改良区へのお支払いとか、いろんな補償の問題が出てきたと思うんですが、そういったものについてはどうなるのか。金銭的負担については、どこからどこまでが地権者で、どこからどこまでが市で、その後は企業庁なんだよという明確な線引きについてお伺いをしたいと思います。それは、工事が始まってから、よく産廃とか出てくるんです。道路をつくる時とか、いろんなときに、掘った段階から産廃になるわけで、そういった問題が出たときに、市の調査が不十分だから市が持てとか、そんな話になっても困るわけですので、その辺の明らかな責任の所在についてお伺いしておきたいと思っております。

それから、先ほどの屋内運動場の件ですけど、ちょっと私も聞き漏らしたところがあるかもしれませんが、あと確認として、小学校とか公民館とか、そういった教育部局が中心にこの問題は残っているという解釈、そして公共施設については、照明とか、いろんな天井からの落下物の問題が残っているという解釈でよかったか、確認だけお願いしたいと思います。以上です。

### ○経済建設部長（加藤清和君）

随時御答弁をさせていただきます。

まず補償の基準でございますが、これは補償をする際には、中部用地連絡協議会というのが補償基準をつくっております、その補償基準に基づいて算定をさせていただいております。

それと、補償の補正予算の追加分であります。これにつきましては、今までなかなかその用地を御協力いただけるような状況じゃございませんでしたが、今回、道路計画をしっかりと説明させていただいた折に、地権者からそういうような事情ならということで補償させていただくというような内容も説明させていただいて、用地の協力が1.5メートルから3.5メートルの歩道設置というようなことで御了解を得た状況の中で、今回補償をお願いいたしました。

それと、埋蔵文化財の関係でございますが、今までの埋蔵文化財の包蔵地としての位置指定が、その土地そのものの位置指定でございました。その場所につきましては495平米という土地が点で指定してありましたところを、今回試掘を46カ所させていただいたことにより、46カ所の試掘の結果によって5,500平米の本調査の位置が決定されたものであります。

それと、3億円というのが、これは詳細設計ができておりませんので、3億円ぐらいということで今は算定をさせていただいておりますが、このほかに土地改良区等への問題につきましては、転用決済金の問題だとかパイプラインの問題等につきましては、転用決済金については買収単価の中に含まれておりますので、これは土地所有者がお支払いをいただくと。それとパイプラインの撤去工事という形になると思うんですが、これにつきましては海部土地改良区のほうへ企業庁のほうから確認をするように、私のほうからアドバイスをさせていただいて、その打ち合わせは済んでおります。企業庁のほうで撤去というようなことで進めさせていただいております。

それと、所有者と市と企業庁が役割分担というのか、責任の範囲という話でございますが、所有者におきましては、従前で産業廃棄物等の問題についてしっかり本人さんで処分をさせていただくと。今現在、産業廃棄物として考えられる試掘をした中で、1筆がそういう状況にあります。これについては、所有者に確認しまして、所有者で責任を持って処理をしていただくということを確認はさせていただいております。

それと、市の行う役割という形ですと、土地を買収するに当たっては、企業誘致の大前提として、全筆が協力いただくということが必要不可欠であります。その用地の所有者の方々に市のほうが窓口になって、全所有者から用地の協力をいただくような段取りを市のほうがやっていくと。それと、本来は計画としては道路整備事業、水路整備事業、貯水池の問題等もございりますが、これについては企業庁と今までしっかり打ち合わせをさせていただいた中で、道路整備と調整池については企業庁で行っていただくと。もちろん造成についても企業庁と。

ただ、地元のほうから説明会でも出ましたが、水路のつけかえについては、今現在道路計画が立っておりませんので、そういう形の中で、水路のつけかえは地元のほうからも必要不可欠だということで、排水路の整備をとということで、それは市のほうでやるということの調整になっております。それ以外の問題につきましては、用地の買収が終われば、全て企業庁が責任を持って対応をするということですが、ただ市が大前提、窓口になりますので、これは市のほうもしっかり協力はさせていただくというふうに思っております。以上です。

#### ○教育部長（五島直和君）

教育のほうで、確認の意味で1点御質問がありました。



教育関係施設で、先ほどの基準に当たるようなものといいますと、校舎であるとか、公民館であるとか、文化会館、体育施設等で該当するものはあるというふうに認識しております。

**○施設整備課長（横井一夫君）**

私のほうから、先ほど総務部長のほうから天井の耐震対策と天井の附属物ということで御答弁させていただきました。

今の基準で、今回、東日本大震災を踏まえて、国のほうが特定天井の関係につきまして、新たに落下防止対策の追加ということで規定をされました。

一般的な天井で、今現在天井の懐高さといいますか、天井から上面のつり元まで1メートル500以上につきましては耐震対策等を講じなさいということで決まっております。それ以外のものについては、特段基準はございませんけれども、特に不特定多数な人が集まるところ、また避難所等についてはさらなる安全性を確保するという形で進んでいくべきだと思いますけれども、今回、国では天井落下等の対策を講じたわけでございまして、本市といたしましても、このような国の動き等には適切に対応しつつ、今天井の附属物ですね、そういう部分についても国からの指針等が出ましたら、当然それに対応していくというような考え方でおります。以上でございます。

**○13番（吉川三津子君）**

先ほど3月議会の中で、周辺道路整備等が3億986万円ということで総額が示されておりますけれども、これからかかる費用ということでね。今回、補正予算はこれとは別ということでよろしいですか。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

市道24号線の歩道整備ということですので、別という考えでございます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

**○11番（河合克平君）**

議案第48号の愛西市一般会計補正予算について質問させていただきます。ページで言いますと10ページの4款1項2目の保健衛生費のところの予防費について質問をさせていただきます。

個別予防接種委託料ということで2,000万円の計上がされておりますが、具体的に内容はどういったものなのかということと、国の制度が変更されたことによって、新たに予算の補正をされたんだと思うんですけども、この歳入については、今、市が一般財源として負担するということになるんですね。国がやるものについて、国から後からお金がおりてくるのかどうか、そういったこともあわせて、歳入についてはどうなっているのかということについて1点お伺いします。

もう1点が、水痘と肺炎球菌につきまして、今、市としてはどういったことをやっていて、それが新たに国の制度が加わることによって、どのような形になるのかということの、市の制度との間の関係についてお答えをお願いします。

また、今後、国の制度が利用されることによって、予防接種が漏れてしまう可能性がある人

たちの今後の予防接種の方策等について、何か市として取り組むことがあるかどうかということについてお答えをさせていただきたいと思えます。それがまず第1点目です。

続きまして、第2点目として、12ページの9款1項1目の消防費、非常備消防費について160万円、報償費ということで出ているんですが、退職した人がふえるからということだろうとは思いますが、何人ぐらい退職される方がいて、その補填についてはどのように思っているかということについて2点、お伺いしたいと思えますので、お答えをお願いします。

続きまして3点目で、今、吉川三津子議員のほうからの話もあったんですが、もう一度確認でお願いをしたいのが、12ページの教育費、10款3項1目の学校管理費の屋内運動場非構造部材耐震工事実施設計委託料についてのことですが、つり天井のことだけをするのか、それともそのつり天井にかかわる照明等々についてするのか。あと、各体育館においても用具庫というのがあると思えますけれども、用具庫の内容についても考えるのか、具体的にどのような内容が委託の中にされているのかということについて、再度お伺いをしたいと思えますので、お願いいたします。

続いて2点目として、立田、八開、佐織ということで、4校の中学校についてなんですが、佐屋中と永和中の計画についてはつり天井でないのか、今後考えているのか。また、小学校についても、つり天井であるかないか、状況でわかることがあれば教えていただきたいということをおもっています。

また、3点目に屋内運動場以外で校舎等で非構造物の耐震というのが必要になってくるかと思えますけれども、例えばロッカーですとか、そういったこともあわせて今後進めていくのかどうか。天井だけではなく、そのほかの非構造物についてどのような形で行っていくかということについて、計画等があれば教えていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

以上3点、お願ひします。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

それでは、3点につきまして答弁をさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、個別予防接種の内容でございますけれども、10施設の印刷製本費としましては、問診票とかチラシ、封筒で5万4,000円、それから個別通知の郵送料という形で、合計になりますが、水痘関係で810通で5万5,770円、それから高齢者肺炎球菌ワクチンの関係でございますけれども、合計になりますが4,210通ほどで28万2,070円という内容となっております。

また、委託料の関係でございますけれども、委託料につきましては、人数的に、まず水痘ワクチンの関係でございますけれども、797人で828万8,800円、それから高齢者の関係でございますけれども、1,909人で1,219万4,692円という内容となっております。

次に、歳入の関係でございますけれども、国の政策では、歳入ということでございますけど、個別予防接種につきましては国の政策であります。今回の補正の予防接種につきましては、予防接種法に基づく定期予防接種化に伴うものでございます。財政措置としましては、補助金ではなくて普通交付税の基準財政需要額に算入されると聞いております。

次に2点目でございますが、水痘、肺炎球菌の市の制度との関係でございますけれども、水痘予防接種につきましては、市の事業としましては実施はしておりません。高齢者肺炎球菌予防接種につきましては、平成24年5月から70歳以上を対象に、高齢者肺炎球菌予防接種助成事業としまして、1人1回3,000円の助成を実施しております。なお、この事業につきましては、平成27年3月31日まで継続実施をするものでございます。

次に3点目でございますが、今後の予防接種はどうなるかということでございますが、平成27年度は国の制度のとおり、水痘につきましては1歳、2歳を対象とします。高齢者肺炎球菌につきましては、65歳から100歳まで5歳刻みの節目年齢を対象としまして予防接種を実施いたします。以上でございます。

#### ○消防長（小塚良紀君）

それでは、私のほうから消防費、退職報償金にかかわる御質問についてお答えさせていただきます。

まず1点目の退団者の人数でございますが、今回の退職報償金支払い対象となる消防団歴5年以上の退団者の人数につきましては34名でございます。なお、それ以外の退団者を含めると、合計74名ということになります。

また、今後の人員の補填の見込みでございますが、現在、欠員の団員につきましては、今の時点では補填の見込みがまだ立ってございません。消防団や地区の総代さん等協力を得ながら、補充に向けて現在努力しているところでございます。以上でございます。

#### ○教育部長（五島直和君）

私のほう、4点御質問いただいたかと思えます。

まず1点目で、今回の補正の内容で具体的な耐震の内容はというようなことでございますが、まず今回、児童・生徒の学習生活の場であり、また地域の避難所となる学校施設の特性を踏まえて、大地震による落下物から身を守るというような安全性を考慮したような工事となっております。

そして、昨年、第1次避難所となります佐織中、立田中、八開中の調査をさせていただきました。その結果を踏まえまして、一応学校によって多少内容が少しずつ違いますが、佐織中、佐織西中につきましては、アリーナのつり天井、また照明器具の落下防止対策、それから立田中につきましては、アリーナの天井、柔剣道場の天井落下防止対策、また八開中におきましては、アリーナの照明器具、また卓球室の天井、バスケットゴールの落下防止対策、そういうものを中心に設計業者と協議を重ねさせていただきまして、より安全な学校生活にするべく詳細な設計を進めたいと思っております。

また、佐屋中、永和中についての計画でございますが、こちらにつきましても当然他の中学校と同様の考えでございますが、今年度調査をしております。その結果を踏まえまして、今後は実施設計を行って、やはり同様の落下防止対策工事に移行したいというふうに考えております。

小学校の体育館につきましても、今年度に北河田小学校、勝幡小学校、草平小学校、西川端

小学校の調査を実施させていただいております。その調査結果をもとに、落下防止対策を検討させていただきまして、それ以外の小学校体育館においても今後検討を重ねていきたいというふうに考えております。

また、最後になりますが、落下防止の屋内運動場以外で、議員のほうでロッカーとか体育機具庫とか、そういうお言葉を少しいただきましたが、今回冒頭で申しましたように、目線としましては落下物から身を守ると、落下防止対策ということですので、そういう部分に手をつけるというようなことは考えておりませんが、何分にも先ほど言いましたようなつり天井であるとか、そういうものについては今後も文部科学省の動向を見て検討していきたいというふうに思っております。以上です。

#### ○11番（河合克平君）

個別予防接種の件なんですけれども、ことしの3月までは市の制度が残ることなんですけど、新しく来年度からは国の制度で、例えば肺炎球菌の場合は65歳を超えて5年ごとに出るということなので、そうすると今までの市の制度からすると、70歳以上はかかれたということになれば、75歳になる人は大分待たないかんということがあるということで、市の制度を残すのではないかというふうに思うんですが、その案内等については、市民の皆さんにはこうなるので事前に受けられたほうが安心ですよというような内容をされるかどうか、そのことについて1点再質問をお願いします。以上です。

#### ○健康推進課長（飯田優子君）

現在行っております70歳以上の助成事業の対象者及び来年度以降、5歳刻みになる対象者への漏れと申しますか、対象以外になられる方の周知ということでございますが、今年度補正予算で上げております郵送料でもって、本年度の対象者には個人通知をいたしまして、その事業の内容を周知いたします。それで、現在行っている助成事業につきましては、3月までにできるだけ希望者は打たれるようにということで、広報、ホームページ及び医療機関等のポスター掲示等を使いまして周知を行っていく予定でございます。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

#### ○4番（加藤敏彦君）

9ページの6款1項5目の農地・水保全支払交付金で、先ほど吉川議員も質問されておりますけど、加えてふえた地区名についてお尋ねをしたいと思います。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

新規地区についてでございますが、本部田町、福原町、善太新田町、西藤ヶ瀬町、鯛江町、上丸島町の6地区でございます。

#### ○4番（加藤敏彦君）

この6地区がふえておるわけなんですけれども、このふえた理由は特に何かありますか。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

国からの補正予算の関係で、もっと推進しろという指示がございまして、各支部の支部長さ

んにPRをさせていただいて、それで参加をしていただいたという経緯でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第49号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第11・議案第49号：平成26年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第50号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第12・議案第50号：平成26年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第51号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第13・議案第51号：平成26年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、これから平成25年度の決算の認定について質疑に入りますが、決算の質疑においては、決算書、または実績報告書のページ数及び款項目を示してから説明を求めるようにしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・認定第1号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

日程第14・認定第1号：平成25年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、

質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、2番・山岡幹雄議員、どうぞ。

**○2番（山岡幹雄君）**

認定第1号の平成25年度歳入歳出決算書の148ページ、10款教育費、5項保健体育費の3目学校給食費、13節委託料についてお尋ねいたします。

平成25年度愛西市一般会計予算では、今回の残菜処理委託料55万円で計上してあったんですが、今回、決算につきましては61万8,224円、6万8,224円増になっておりますが、その理由をお尋ねいたします。

**○教育部長（五島直和君）**

お答えいたします。

この事業につきましては、年度当初に残菜のリサイクル業務というような形で委託をしておりましたが、年度途中、この業務の解釈上で廃棄物処理というような考え方を持っていて当たったほうがいいのではないかとということで、委託の方法を変更いたしました。許可処理業者の委託に変更したため、結果的には6万8,224円増加いたしました。

**○2番（山岡幹雄君）**

再質問させていただきます。

その業者の、最初55万円の選定と委託契約はどのようになっていたか。また、その最初予算のときに計上された業者は指名願の届けは出ておったか、お尋ねいたします。

**○教育部長（五島直和君）**

選定につきましては、当初の委託業者とは合併以前より残菜リサイクル業務ということを行っていて、信頼、実績等があることから随意契約を結び、処理を委託いたしました。また、途中で変更しました許可処理業者とは、株式会社愛西市学校給食センターで一般廃棄物処理の業務にかかわっている業者でありますので、随意契約を結び、処理を委託いたしました。

そして、指名の関係でございますが、残滓のリサイクル業務は1者の随意契約で行っておりますので、入札参加資格業者の届け出は出ておりません。以上です。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○13番（吉川三津子君）**

平成25年度一般会計決算について質問いたします。

まず最初に、歳入歳出総合的な問題としてお聞きしたいと思います。

基金の預け入れと借り入れのバランスについてですけれども、預け入れ補償に対するリスク回避のため、どのような工夫をされているのか、お伺いしたいと思います。

次に、歳入の市債の関係全般についてお聞きしたいと思います。

決算カードなどを見ると、25年度は臨財債を2億円多く借りて、そして公共施設の建設関係の基金に2億円積んでいると。全体の結果を見ると、臨財債を2億円多く借りて、それを庁舎

建設の基金に回しているということが見えてくるわけですが、それについて、どのようなメリットを考えた施策なのか、お伺いをしたいと思います。

そして次に、歳入の関係ですが、地方交付税の一本算定について概要書で説明がされておりますので、その点についてお伺いをしたいと思います。

合併したときから、繰り返しこの準備については質問をさせていただいて、答弁は繰り返し、緊急に取り組まなければならない課題だということがずうっと答弁をされてきました。市長もかわられましたわけですが、この準備がどこまで今進んでいるのか、その点についてお伺いをいたします。

それから、歳出の職員の時間外勤務全般についてお伺いをしたいと思います。

全体評価として、この時間外勤務がある部署に偏っていることはないのか。

### ○議長（鬼頭勝治君）

吉川議員、ページ数等を言ってください。

### ○13番（吉川三津子君）

全般ですので、人件費のいろんなところで、全体に見たところでの質問をしておりますので、ページ数は特定できませんので、よろしくお願いします。

そちらの部署に偏りがいいのか、市全体から見て見解を求めたいと思います。

それから次に、概要書の143ページ、決算書の147ページですが、公債費についてお伺いをいたします。

これで決算を終えて、庁舎完成後に基金とか公債費、市債などが具体的にどうなるのか、見通しが見えてきた時期かと思います。その見通しについてお伺いをいたします。

それから、先ほども質問をいたしました、道路については追加されておりますが、総務費、総務管理費、統合庁舎整備費について、概要書の31ページ、決算書の50ページでございます。この統合庁舎について、予定どおりの支出の状況になっているのか。将来的にこれが減額されたり、膨らんだりとか、そういったものがあるのか、見通しについてお伺いをしたいと思います。

それから、総務費の総務管理費、一般管理費、決算書44ページ、概要書19ページのメンタルヘルス事業についてお伺いをいたします。

こちらについては、私は想像以上にかなりの精神的不調者が多いということで大変驚いているわけですが、その原因として、どんなことを考え、どんな原因を考えられているのか。例えば、本当に今市民の方々、いろんな事情を抱えていらっしゃる方が多い中で、直接市民のそういった苦痛にかかわる部署にこういった問題が起きているのか、その偏りがどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

それから総務費、総務管理費、財産管理費の関係で、決算書47ページ、公有財産管理事業についてお伺いをいたします。

こちらのほうは、公共施設の再編成、それから今後、地方公会計の変更で、多分複式簿記等の導入が予定されていると思います。財務書類作成済みの自治体の多くが、もう既に固定資産

台帳をつくっているわけですが、その取り組み状況について愛西市はどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、民生費の関係でございます。民生費、生活保護費、保護扶助費、概要書93ページ、決算書96ページの生活保護費の関係ですが、この扶助の対象者の動向、どういった方たちの生活保護がふえているのか減っているのか、その辺の動向について市の見解を求めたいと思います。

それから、隠れた将来の生活保護の問題として、ひきこもりの問題があると思います。現在は親さんたちで扶助がされていますけれども、仕事ができにくいようなひきこもりがあり、これが社会的な問題になっておりますが、愛西市においてひきこもりの若者というか、働ける年代の方々のひきこもりの把握についてはどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、がん検診について、衛生費、保健衛生費、予防費、決算書98ページ、概要書75ページでございます。

愛知県健康寿命は全国で2番目にいいということですが、愛西市の位置づけ、そしてがんの死亡率は、県下、もしくは全国でどのような位置を占めているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから1つ、衛生費、清掃費のごみ処理費の関係で2点お伺いをしたいと思います。

決算書の104ページ、概要書の87ページですが、海部地区環境衛生組合についてお伺いをしたいと思います。

灰の処理が、灰溶融炉、多分廃止したと思います。その後、焼却灰の処理はどうなっているのか。そして、多分この施設も平成14年にスタートしております、かなり年数もたってまいりました。そこで、いつまでこの施設が使える約束になっているのか、そして老朽化による改修というの、衛生組合のほうでは出始めているのではないかと思います、その辺について情報があれば教えていただきたいと思います。

同じく雀ヶ森の処分場についてお伺いをいたします。

こちらの今後の予定について、調査等も終えて、今後どうしていくのか、お伺いをしたいと思います。

それから、何度も質問している点でございますが、農林水産費、そして農業費、農業土木、概要書の96ページの土地改良区の補助金関係でございます。

こちらについては、土地改良区の合併というか、そういった問題を何度も取り上げ、なかなかうまくいかないんだというようなお話をされているわけですが、市としてどのような努力をされたのか、お聞かせいただきたいと思います。

商工費の商工振興費、概要書100ページの関係で、同じく商工会についても八開地区とかいろんなところに事務所等を構えていらっしゃるわけですが、こちらについても統合等を進める意向を市としてお持ちということで、議会のほうでもお話をされてきているわけですが、市としてどのような見通しを持っているのか、努力をしていらっしゃるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。



あと少しですので、お聞きいただきたいと思います。

概要書107ページの土木、道路橋梁、それから橋梁新設費の関係で、勝幡駅前開発についてお伺いをしたいと思います。

私は、この事業が終わってからの評価の委員会を傍聴して、これでは事業評価がしっかりできていないなというところがありましたので、この質問をするわけですが、この勝幡駅前開発においては、乗降客の上昇が目的でした。しかし、その評価の中では、減少率が穏やかになったから、まあうまくいったなど、そんな評価がされています。そして、一方では、この勝幡駅周辺に住宅が広がるのが目標に上がっておりました。確かに1カ所、住宅地がふえました。しかし、一方で、昨年も竹村議員が質問しております空き家の問題、この勝幡地域でかなり空き家の問題がふえていて、実際にはここに住む人たちがふえるといったような状況には至っていないというふうに思っております。そういった面から、この勝幡駅前の評価というのをもう少し正確にしなければいけないですが、改めて市の評価、そして今後の投資についてどのような予定があるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、教育費の関係でございます。ページ数を調べてみましたが、間に合いませんので、申しわけありません。

教育費のパソコン費の問題です。こちらにつきましては、パソコンの正確な必要台数の洗い出しについて議会でも取り上げてまいりました。必要な台数、ソフトの見直し等がされてきたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから準要保護児童事業について、教育関係でお伺いをいたします。

子供の貧困の問題が大変大きな社会的な問題になっておりますが、この愛西市の子供の貧困の問題に対しての認識についてお伺いをしたいと思います。

それから、適応指導教室事業についてお伺いをしたいと思います。

この教室に行けている方はいいわけですが、学校の保健室にも行けていない、そんな状況の子供たちはどれぐらいいるのか、どのような対応がされているのか、お伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○会計管理者兼会計室長（水谷 勇君）

最初に、基金の預け入れと借り入れのバランスについてという中で、預け入れ補償に対するリスク回避ということをお尋ねいただきました。

まず最初に運用につきましては、愛西市公金管理運用基準に基づきまして、基準の第3の2項目にあります安全で効率的な金融商品の選択という項目がございます。その規定の中で、原則として指定金融機関の普通預金の口座において管理することとされております。また、運用に当たっては、定期性預金での運用を行っております。

また、利回りの比較とか期間、そして金額等によりまして、債券での運用が安全かつ有利と判断される場合には、信用性の高い国債、地方債及び規制補償のある政府関係機関債に限るといようにされておるところでございます。

そして、預け入れ補償に対するリスク回避につきましては、愛西市公金管理基準第5の規定

に金融機関の破綻に備えた公金保護対策として、3の項目がございます。1つとして借入金との相殺、2つ目に担保の徴収、そして3つ目に預金の分散の規定がございます。金融機関の破綻に備えた公金保護策にあるとおり、市債借入れを行っている金融機関には借入金との相殺範囲内で預け入れを行っている状況でございます。以上です。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、私から歳入に関する御質問にお答えをさせていただきます。

まず25年度決算におきまして、前年度繰越金の2分の1相当額を、地財法の規定に基づき積み立てをさせていただきました。

議員御質問の初めの折のくだりでは、公共施設のためとおっしゃられ、後から庁舎建設のためとおっしゃられましたけれども、あくまでもこの時点でも御説明申し上げましたけれども、公共施設の老朽化対策のために、財政調整基金ではなく、公共整備基金のほうへ積み立てをさせていただいておりますので、御理解を賜りたいと思います。

そして、借入れに2億ということでありましたけれども、臨財債につきましては25年度の予算で歳入不足を補うために、財政調整基金の取り崩しか、臨財債を借入れてという検討をさせていただいております。そして、臨財債を予算計上時に借りて積み立てたというものではございませんので、一般財源に充当させていただいたと。それは、25年度予算の全体での話でございますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、地方交付税の一本算定の関係でございます。

これまででも議会で御説明申し上げましたように、25年度の折に一本算定になった場合に、21億円が減額となります。その準備は進めているのかという御質問でありますけれども、この交付税の減額に対応するために、これも議会で御答弁させていただいておりますけれども、まず予算規模を190億円規模にすべく、全ての事務事業の見直しを進めているところでございます。そして、25年度におきまして、一部の事務事業の見直しをさせていただいたことは3月の全協で御報告をさせていただいたところでございます。

それで、この一部の事業の終了とか減額とか、合わせますと、あくまでも予算ベースでありますけれども3,400万円ほどの減額がなされたというふうに分析をしております。

また、これも議会のほうで取り上げていただいた案件でございますけれども、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことによりまして、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の適正な配置を実現するために、公共施設等総合管理計画の策定に向け、現在、準備を進めているところでございます。

質問と前後して大変恐縮ですけれども、企画部所管の質問に対して先に御答弁させていただきます。

次に、庁舎完成後の基金、市債、公債費についてお尋ねでございます。

庁舎完成後ということでございますので、27年度末の私どものシミュレーションについて御説明をさせていただきます。

前提としましては、現在の制度、借入利率等、そのままということで試算をさせていただきます。

ますと、27年度末の基金残高につきましては98億7,800万円となると試算をしております。市債残高につきましても、27年度末で約221億7,000万円という試算をしております。

公債費につきましては、28年度がピークになるのではないかという分析をしております、28年度で22億9,000万円になると見込んでおります。以上でございます。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは総務部の所管の質問について、順次お答えをさせていただきます。

1点目の職員の時間外勤務の関係でございます。全体評価を踏まえての特定の偏り云々という話でございますけれども、まず前段で、25年度の時間外手当そのものの評価につきましては、この時間外手当の中には当然選挙、あるいは災害等で非常配備についた時間外も含まれておりますけれども、一般事務としての時間外手当を比較してみますと、前年度と比較し約1,800万ほど減という状況になっております。これは、常日ごろから事務の効率化、適切な人員配置による時間外勤務の減少というものを目指しております、その一環として、全体としてそのような効果があらわれておるのではないかというような評価をしております。

そして、御質問にございました特定部署への偏りの関係でございますけれども、これは仕事の内容、どうしても一定期間に業務が集中する場合がありますので、そうした部署の時間外勤務はいたし方ないといえますか、ある部分やむを得ない状況にもあるのかなあと、そんなような捉え方をしておりますけれども、毎月、その時間外勤務を見ることができます。人事課のほうで統一的なデータの管理しておりますので、そういったデータを見ることができますので、やはり時間数が多い場合、人事課のほうから我々も含めて管理職に対して、その業務の内容の聞き取りを行っています。そういった状況の中から、事務配分等の再考をお願いするとか、時間外の抑制に努めておると。実質そういったことで対応しているというのが現状でありますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから庁舎の関係で、予定どおり支出となっているか、また今後の見通しはということでございますけれども、予定でありますけれども、工事の支出額につきましては、25年度において、出来高に置き直してみますと7.99、約8%弱ということで、支払い総額が2億7,900万円というような執行になっております。

ちなみに、ちょっと今年度についての状況を申し上げますと、前金払いが1億円、それから第1回部分払いとして6億1,990万円、累計といたしまして、4月末現在におきまして26.38%、26%強と。これまでの支払い総額というのは9億9,890万円。工事につきましては、おおむね予定どおり進捗をしております、それぞれ出来高に対する部分払いを行っているという現状であります。

今後の見通しの関係でございますけれども、さきの定例会冒頭で、庁舎建設等特別委員長さんからも御報告をさせていただいておりますように、実は平成26年1月30日付で国土交通省のほうから、賃金等の急激な変動に対処するためのインフレスライド条項の適切な運用に努めなさいと、こんなような要請がありまして、本市におきましても、愛西市公共工事請負契約約款というものがございまして、その約款の第25条第6項を運用することといたしました。

そのような状況において、特別委員会のほうへも経過報告をさせていただいて、実際、奥村組の名古屋支店から書面による請求行為があったのも事実でございます。それも特別委員会のほうへ報告をさせていただいております。概算ではありますけれども、これは決定ではありません。請求の概算額につきましては、税抜きで2億9,647万6,601円と。

それで、先ほど申し上げましたように、発注者の愛西市といたしましては、この契約約款に基づきまして、もう一方では運用基準に従いまして適切な対応をとっておるといような形で特別委員会のほうへも報告を申し上げます。

現状としては、この内容について精査をかけております。先ほど申し上げました数字というのは、あくまでも向こうから上がってきた請求の額でありますので、当然我々としてはその内容について精査をかけておりますので、その旨も一応特別委員会のほうに報告させていただいた中で、今月末ぐらいには、今設計業者のほうで精査しておる中身が報告されてきます。その後、また特別委員会のほうへ御報告を申し上げた中で、必要に応じて継続費の補正という形で補正予算をお願いするといような流れになるのではないかなというふうに現時点では考えております。これが今後の予想です。

それから、メンタルヘルス事業の関係でありますけれども、やはりそれぞれ職員、いろんなストレスを持っているのはあります。そんな中で、25年度のストレスチェックをやっておりまして、回答者470名中、軽度の抑鬱を含めてメンタル不調疑い者が134名ありまして、率にして28%という結果が出ております。そして、全国平均と比較してみますと、全国平均では33%という率が出ておりますけれども、低い数値だと、下回っておるからいいというような楽観はしておりません。

そんな中で、これも人事課の中で要因をいろいろ分析、先生方とも調整をしながらお聞きしておるわけでありまして、要因としては、1つには、先ほど申し上げました時間外が部署に偏っておると。そういうような時間外労働とか、職場の対人葛藤、人間関係、これも大きな要因ではなかろうかと。そういった要因が高い数値を示しておるとい調査結果が出ております。

それで、部署の偏りにつきましては、あえて申し上げますと、健康推進課とか税務課、総務課、それから保育園、これも高い数値を示しておるといような結果が出ております。

そして、人事課といたしましては、産業医を置いておりますので、その産業医を通じて抑鬱度の高い職員、これはメンタル指導を行っておりますし、当然関連職に対するラインケアですね。そういう環境づくりといいますか、そういう職員がおれば率先して、管理職も早い事前対応をとるといことは心がけてもらうように、そういった啓発もしております。

なかなか難しい問題じゃないかなというふうに思っておりますけれども、引き続いてセルフケアといいますか、メンタルヘルスの研修もどんどん実施をしていきながら、心の健康というものを思っていきたいなというふうには考えております。

それから、固定資産台帳整備の関係ですね。これは議員からお話がありました、今、国が整備を求めております地方公会計の推進の中でのお話だというふうに承りました。

総務省においては、今後の新地方会計の推進に関する研究会というものも設置されたということも聞いておりますし、その中で地方公共団体に対する固定資産台帳の整備等に関する作業部会というものがあまして、報告書を3月にまとめられたという話も聞いております。そして、その中身が、今議員のほうから話がありました、1つが固定資産台帳の整備です。そして、複式簿記の導入です。

これは、国の情報しかちょっと今わかりませんが、平成27年1月ごろまでに具体的なマニュアルを作成した上で、平成27年度から29年度までの3年間で全ての地方公共団体において統一的な基準により財務諸表、そういったものを作成するように要請すると、そういった文書も実はもらっております。ですから、必然的にそういうような公会計への取り組みはやらざるを得ないだろうと。

そんな中で、愛西市においては平成21年度から、予算も認めていただきまして公有財産台帳のシステム化という形で整備、毎年加除をしておりますし、今、固定資産台帳と一口には言うものの、中身が通常の税務課のような固定資産台帳になるのか、僕はそうじゃないと思っています。当然複式簿記が前提でありますから、その辺は不明な点がありますけれども、当然愛西市、今、一方では公共施設等の佐屋、八開ですね。そういったものにも活用していかないかんといい前提の考え方でありますので、マニュアルの示された段階前に、早いところ手をつけられるものであれば手をつけていきたいなというふうに、現時点では考えております。

私のほうからは以上です。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

それでは、福祉部門のほうから生活保護の関係でございます。扶助の対象者の動向についてどうなっているかという御質問でございます。

概要書のほうにございますように、生活保護世帯につきましては、最近頭打ち傾向を示してきております。24年度におきましては178世帯、25年度で176世帯、ことし7月現在でございますけれども178世帯といった状況でございます。

中身を見てもみますと、単身の高齢者の方については依然としてふえてきております。いわゆる無年金でありましたり、年金が少額であったりといった方で御高齢により働けなくなるという方については、依然としてふえてきてはおります。

逆に景気の回復でありますとか、私ども就労支援のほうも最近非常に力を入れていただいております、こういった関係で就労をされて生活保護から抜けられるといった方、それから、先ほどの関係もあります、御高齢の方が多く関係で、やはり亡くなられて生活保護の件数から抜けていかれるといったこともあります。こういったものが相まちまして、全体として今のところ横ばいといった形になっておるように見受けております。

それから2点目の、ひきこもりの若者についての実態把握ができていくかといった御質問でございます。

これについては、市では情報を把握し切っているということは思っておりません。この把握については非常に難しいという認識を持っておりまして、いわゆるケース相談であったり、

ほかの別件の相談事からかかわりを持ったといった状況のものでしか把握をしていないのが現状でございます。以上です。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

それでは、市民生活部の所管の関係でございます。

まず1点目でございますが、がん検診の関係でございます。

愛知県は、健康寿命全国第2位であるが、愛西市の位置づけはということでございますが、国及び県の健康寿命は、不健康な人の割合を国民生活基礎調査のデータから得て算定をされております。一方、市町村におきましては、国民生活基礎調査からのデータが得られていないことから、介護保険の要介護2から5を不健康な状態として算定するプログラムが国から示されております。したがって、国・県との比較ができないために、愛西市の位置づけをすることはできないということでございます。

次に、がんの死亡率は全国と比べてどうかということでございますが、死亡率の比較につきましては、全国平均を100としまして、その値と比べてみる標準化死亡比という数字が使われます。愛西市は、がん全体の値では、男性で98.3、女性で88.8と低い状況でございます。

続きまして2点目でございますが、灰溶融炉の閉鎖はどうなったか、その後の処理はどうしているのかということでございます。

平成24年5月31日に停止をいたしまして、平成25年1月16日に廃棄物処理施設整備国庫補助金によりまして、腐食した灰溶融炉設備に係る財産処分を愛知県経由で環境省に提出をしたところでございます。この提出した報告書をもって、愛知県が受理した日をもって財産処分手続が完了したこととなります。

いつまで今の施設が使えるか、また地元との約束はどうなっているかというお尋ねでございますが、海部地区環境事務組合八穂クリーンセンターの現在の弥富市鍋田地区での操業につきましては、地元との清掃工場操業協定書というものがございまして、その協定書によりますと、平成44年3月31日までとなっております。

次に3点目でございますが、雀ヶ森の処分場の関係でございます。

委託業務の契約期間としましては、平成26年5月29日から平成27年3月16日までとなっております。8月末までにごみの組成分析のためのボーリング調査、生活環境調査のための水質と悪臭の調査を実施いたしました。その結果につきましては、9月下旬になろうかと考えております。今後の予定としましては、振動、騒音、大気の調査を10月から12月末ごろまでに、適正化基本計画を11月末ごろまでに、また適正化の実施計画を平成27年2月末ごろまで、最後に業務報告書を3月に作成する予定でございます。

調査結果に基づきまして、処理方法などを関係機関と協議をしておりますので、契約期間内におきまして予定が前後する場合がありますので、御了承をお願いしたいと考えております。

調査結果などにつきましては、今後、御報告などさせていただきますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

経済建設部のほうから御答弁させていただきます。

まず最初に、土地改良区の関係の合併に向けてどのような努力をしたかという問題でございますが、合併協議の際にも1つにまとめられないかという協議はさせていただきました。しかし、管理施設も違い、年間の経常賦課金の違いもあるということから合併はできませんでした。現在、市といたしましては、土地改良区の職員の技術向上のための提案をし、改善を求めている状況であります。

続きまして、商工会の関係でございますが、現在、商工会事務所は各地区4カ所に分散されておりますが、平成27年4月から佐屋の事務所が現在の立田支所に、八開の事務所が佐織の商工会本所にそれぞれ移転をいたします。統合につきましては、現段階では困難という状況であります。今後の検討課題として考えております。

続きまして、勝幡駅周辺整備事業の関係でございますが、勝幡駅周辺整備事業については、評価につきましては駅前広場等を整備したことにより、駅周辺の歩行者空間と自動車空間が分離され、歩行者や自転車が安全に通行できる交通状況を創設することができたことであります。

議員が言われます成果についてですが、1日平均乗降者数につきましては、整備をしないときを推計値の数字といたしましては、1日乗降客数が4,158人となっておりますが、平成25年の実績については4,272人となりました。このようなことから、整備完了後は利用者が多少なりともふえたというふうに思っております。

さらに、投資の件につきましては、勝幡駅周辺整備事業は完了しましたので、さらに投資をするという考えはございません。以上でございます。

#### ○教育部長（五島直和君）

私のほうから3点お答えさせていただきます。

まずパソコンの関係で、必要な台数、ソフトの見直しについての御質問でございましたが、25年度の更新の折には、中学校5校のパソコン教室の関連機器でありますとか、ソフトにつきましては、利用状況、また使い勝手などを精査しつつ、また時代や学校の要望に応えられるような配慮をいたしました。

具体的にパソコン台数につきましては、更新前の台数は295台でございましたが、今回、普通教室や特別教室において、固定式のデスクトップの配置から、持ち運びできるノートパソコンへの切りかえで集約的な利用を可能にすると、そういう運用方法を見直しまして、更新後は239台を設置いたしました。56台の削減という形で対応させていただきました。

2点目、準要保護児童の関係で、子供の貧困が問題になっているが、愛西市の状況はという御質問でございますが、ちょっと数字を申し上げながら回答させていただきたいと思っております。

愛西市の就学援助の要保護・準要保護の認定者は、平成23年度は523人で、認定者率といたしまして、全小・中学校児童・生徒の8%でございます。平成24年度は537人で、率といたしましては9%でございます。25年度は501人で、認定者率は8%です。

愛西市の3年間の推移を全体から見ますと、さほど変化はございませんでした。

また、その申請の理由別の人数をちょっと見てみますと、主なもの2点申し上げます。

児童扶養手当の受給者という観点から見ますと、平成23年度では200人、24年度では196人、25年度では198人でした。また、経済的にお困りの方というような目線で見ますと、23年度は119人、24年度は109人、25年度が102人でした。

国におきましても、就学援助受給者数の増加の要因とか背景は、やはりリストラなどの就業環境の変化と家族の多様化であるとか、ひとり親家庭の増加が2大要因というふうに申しておりますが、愛西市もそうしたような傾向ではないかと思っております。

3点目の御質問の、適応指導教室で、この教室にも行けない、また学校の保健室にも行けない事例があるのか、またこの教室の成果についてという御質問でございますが、平成25年度で御質問に対する該当児童・生徒は3名ございました。このような児童・生徒に対しましては、原因がいろいろあると考えられますが、学校や教育委員会がさまざまな外部機関との連携をとって支援をしています。また、適応指導教室「すまいる」は、入室している児童・生徒の支援だけじゃなくして、相談機関としての役割も果たしております。相談は、児童・生徒本人、保護者だけでなく定期的に担任とも行い、本人にとって今できる最もよい方策を焦らずに、連携をとりながら考えていきます。

こうした取り組みの結果、これまで家庭から一步も足を踏み出すことができなかった生徒が、26年度になりまして、中学校の通級指導を受けることができるようになったという事例もございます。決められた時間帯ではあるものの、学校へ足を向けることができたことは、大きな成果だというふうに考えております。以上でございます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

ここで休憩をとります。再開は3時5分といたします。

午後2時53分 休憩

午後3時05分 再開

**○議長（鬼頭勝治君）**

休憩を解き、再開をいたします。

13番・吉川三津子議員。

**○13番（吉川三津子君）**

それでは、順次再質問を簡単にさせていただきたいと思えます。

まず最初に、基金の預け入れと借り入れのバランスについて御答弁いただきました。先ほどのお話の中で、私は金融機関の破綻の場合の補償ということで、1,000万しか補償がないというのが法律でございます。その回避のために、預入先とか、それから借り入れと預かりのバランスとかいうお話があったんですけども、昨日いただいた資料によりますと、現在、借入額の半分近くが農協になっております。そして、バランスについても、例えばUFJですと27億ぐらい基金を積みながらも借りているのは7億円とか、いちい信金とかは21億円借りて6,000万ぐらいしか預金してないとか、そういったバランスにおいて、何か起きたときにそのバランスというのはとても重要になってくるのではないかというふうに認識を持っているわけです。今の現状に対して、何らか課題を抱えたままであるのであれば、その点についてお聞かせいた



だきたいと思います。

その他、いろいろ苦し紛れの答弁もあったわけですが、また後ほど決算委員会でお聞きする部分もあると思います。

それから、職員の時間外勤務とメンタルヘルスの問題で、今後新庁舎の組織の再編成の中で、とても工夫というのは必要だなということを感じているわけであります。効率化についても、窓口業務と事務処理を同じ人がやっていると、事務処理の途中で窓口に行ったりということでもとても効率が悪い。事務処理の最中に電話を受けなければいけない、そんな仕事が重なっていると、やはり仕事の能率も悪い。そういったところでの工夫というのが必要じゃないかなというふうに思っております。そういった面からの組織の再編成について、どのように取り組みをされているのか、そういったところまで配慮された取り組みがされているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、庁舎についてお伺いいたしました。最終的に、私は総額というところで何度も何度も、この庁舎の問題については質問してきたわけで、最終的に58億7,688万円が、周辺、支所、全てにおいてこれだけの金額だということが示されたわけであります。今回、国のほうから賃金等の値上げの問題でお話が来ているわけですがけれども、この総額を崩さずに達成する努力をされていくつもりなのか、それともこういった問題が起きたら仕方がないからということで追加をされていくのか。今、内部でどのような検討がされているのか、お伺いしたいと思います。

それからもう1点、設計時に庁舎の維持管理の問題も出てきていると思いますが、免震構造において、維持管理費が、何年かたつとゴムをかえたりとか、そういった維持管理の費用が発生するという。それから、地震後のメンテナンスに費用が発生するという話を、昨日、ちょっと他の自治体のほうからお話を聞いてきました。そういった想定について、どのような想定がされているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、公有財産の関係で固定資産台帳の問題です。これは、もちろん地方財政の関係で複式簿記等からの問題からでもあり同時に、公共施設の再編成において固定資産台帳の整備をし、そしてその中に評価も含め、そして必要か否かの判断もできるような仕組みづくりが今西尾市のほうで、愛西市が統合庁舎の審査をするときにお世話になった名大の先生が西尾市のほうにかかわっていらっしゃって、とてもいい資料をつくっていらっしゃいます。固定資産台帳をつくるに当たって、そういった大学の先生方の協力を得るような話は出ているのか、お伺いをしたいと思います。

あと1点、先ほどちょっと答弁漏れがあったんですが、海部地区の八穂の焼却炉についてですけれども、平成14年にスタートしているはずですので、老朽化がそろそろ、いろんな部分で出てくると想定されるわけですが、こういった老朽化に対して大きな投資が待っているのかどうか、その点について答弁漏れがございましたので、答弁を求めたいと思います。

あと土地改良区の関係ですけれども、合併協議のときから土地改良区の合併は求めてきているとおっしゃっていますが、具体的にどんな行動をとられているのか、お伺いをしたいと思います。

ます。以上です。

#### ○会計管理者兼会計室長（水谷 勇君）

基金におきまして、預け入れの補償の関係で、リスクの関係でお尋ねをいただきました。

議員お尋ねいただいたように、ペイオフ対策として収納代理のところには1,000万ずつの金額で足並みをそろえ、預け入れをしているところでございます。

そのほか、説明をさせていただきましたけれども、借り入れとの相殺というところで、いちい信用金庫、三菱東京UFJ、そしてあいち海部農協、借り入れもでございます。そんな中、預け入れをたくさんしている部分もでございます。

これにおきましては、市中金利が大変下がっております。その関係で、本来預け入れの運用の中で預金利息を収入として得るわけですけれども、その利率が大変低いときに競争させて利率のいいところを選択し、運用しておるところでございます。

そして利率が、25年度におきましては国債も下落してまいりました。こんな中、平均0.2前後というところまで、昨年度は利率が下がってきましたので、その前の年であれば0.5、また高いときで0.6ということで、現在の10年国債の利率の状況があったわけですけれども、リーマンショック以降、国の施策で額面利率か下がったというところで、現在、一番課題になっているのは利息運用をどのように確保していくかということが問題になっております。そんな中、大口の定期預金については、短期における利率の提示が高いところを選択し、運用してきたところでございます。以上です。

#### ○人事課長（大鹿剛史君）

時間外手当、メンタルヘルス事業に絡めて、組織の統合庁舎での再編成にそういった点を考慮してあるかという御質問にお答えいたします。

人事課といたしましては、定員管理の関係で組織の再編成についても参加をさせていただいております。

議員おっしゃられるように、窓口、事務処理を分別化するという、それも一つのストレス要因の回避かもしれません。ただ、時間外勤務を削減するということは、統合庁舎による事務効率を上げるという一つの考え方。そして、組織の再編成におきましては、定員管理計画を作成して職員数をどれだけ抑えて、最も効率よく事務ができるか、そういう視点で組織を再編成いたします。

あくまでストレス、メンタルヘルスの関係にしていえば、仕事を分業化すればメンタルヘルスがよくなるというものではないと思っております。もっと組織自体の中での職員同士の風通しとか、そういった部分を人事課といたしましてはよく注視して研修等を行い、対応していきたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○施設整備課長（横井一夫君）

私のほうから、統合庁舎の全体の総額ということで御質問をいただいております。

まず総額につきましても、予算ベース等々のものも合わせた形で58億強という形になっておりますもので、まだその金額については変更が伴うというふうには理解しております。

また、今回の愛西市の契約約款の25条の第6項のスライドに関しまして、今積算中でありまして、今後受注者の奥村組と協議という形になってまいります。

ただ、この総額につきましては、今回の統合庁舎の建設、また改修工事につきましては増額というような形になってこようかと思っております。

現在のところ、以上でございます。

それから、免震装置のメンテナンスの関係でございます。

免震構造の維持管理につきましては、当然継続的な点検を通じまして所定の免震機能を維持しなければ、災害のときに十分な免震効果が発揮されないというおそれがございます。それで、毎年の通常点検、それから竣工後5年、10年以降は10年ごとの定期点検を行ってまいります。

また、災害後につきましては、迅速に対応するため、おおむね震度5弱以上の地震や、また強風、水害及び火災の影響が、免震装置にそういう被害が及んだ場合には応急点検を実施しまして、免震部材の異常が認められた場合に、原因の把握と対応を検討するために、計測を含めた詳細点検を実施するということとなります。

今後、免震装置を含めた建物に必要な維持管理費につきましては、平成27年度の当初予算で計上させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

**○総務部長（石原 光君）**

固定資産台帳の関係でありますけれども、今、西尾市の例を挙げて、一つの取り組み、それから進め方として大学教授云々という御提案をいただきましたけれども、先ほど申し上げましたように、中身が具体的に、私自身もわかっておりません。今いただいた御提案は、一つの参考意見という形で承らせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

**○市民生活部長（永田和美君）**

それでは、先ほどちょっと答弁漏れ、済みませんでした。

八穂クリーンセンターの老朽化に伴います想定されるものということでございますが、更新されるものとしましては、平成26年度におきましては焼却のバグフィルター更新工事という内容のものを組合のほうから聞いております。

27年度以降につきましては、まだ具体的な話は確認しておりませんので、よろしくお願ひします。以上でございます。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

土地改良区の合併に向けての具体的な行動という御質問でございますが、合併の準備をするためには、事務局の技術、能力向上が必要であるため、土地改良区の技術取得のための派遣、現地の技術指導の提案をし、自立可能な育成を行うための方策を土地改良区のほうへ私のほうから提案をしております。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

**○11番（河合克平君）**

まず認定第1号、平成25年度一般会計歳入歳出決算の認定について御質問をさせていただきます。

まず第1といたしまして、児童福祉費につきまして、決算書の86ページにあります児童福祉費総額の不用額についての問い合わせでございます。

約1億円の不用額ということで、予算からするとそのようになっている状況であります。私、6月に一般質問の中で、子供の医療費の中学校卒業までの無料化、幾らかかるかということで確認をしたところ、6,000万円ほどとおっしゃっていただきました。6,000万円ということであれば、この不用額のことを考えるなら、十分賄える費用ではないかと思しますので、実施の検討をしていただきたいと、そのようお願いするわけですが、市のほうの見解をお願いいたします。

続いて、児童館費につきましての問い合わせでございます。

89ページの児童館費につきましても、不用額が約820万円出ているんですが、折からの放課後子ども教室が廃止になったということで、学童保育の年齢拡大とともに重なるから不要ではないかということで廃止になった経緯があったかと思うんですが、決算書の138ページで、実績報告書の128ページには放課後子ども教室の決算について載っているわけなんですけど、約718万円の支出であり、その中でも国・県の補助がありましたので、実質300万円にも満たないような支出であったという確認がとれます。そういったことを考えますと、午前中からの報告の中でも、夏休み等の放課後児童の集中等も含めまして、児童館だけでは賄い切れない状況があるのではないかと考えるわけです。

そういう集中している児童数というのを、ぜひ少ない事業費で行われる放課後子ども教室の復活をさせる中で、学校の空き教室等を利用しながら、地域の皆さんと一緒に子育てをしていく体制をつくるべきではないかと考えるわけで、市の見解を求めたいと思います。

最後に3つ目で、体育施設運営費につきまして質問させていただきます。146ページをお願いいたします。

146ページに体育施設についての費用が書かれております。その中で質問なんですけど、運営費の中で佐屋のスポーツセンター、今ちょうど工事をしているところなんですけど、佐屋スポーツセンター、また親水公園の多目的広場のグラウンドについての整備費用は一体幾らぐらいかかっているかということ。また、その整備されているであろうグラウンドについて、今グラウンドにそぐわない土が入っていることで、非常に利用がしにくいということが発生していると考えられます。そういったことでは、佐織地区や立田地区にあるグラウンドと同じように雑草のない、また利用しやすいグラウンドの整備をお願いしたいと、そのように考える次第で、市のほうの見解を求めたいと思います。

以上3点、よろしく申し上げます。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

河合議員の不用額に関連する御質問に対して、私から御説明申し上げます。

御質問の趣旨としまして、児童福祉費及び児童館費に対する不用額があるので、これを利用

して子ども医療費の拡充や放課後子ども教室の実施をしたらどうかというような内容だと理解をさせていただきました。

議員御質問の中で述べられましたように、不用額としては1億円ほどあります。ただ、本来の予算の中身の事業の分を支出する場合には、特定財源があつたとしても、それが同じ支出額に対する割合として入が減ということになります。したがいまして、不用額というものの、財源というものは一般財源しかないというふうに理解をします。

そこで、議員おっしゃいますように、不用額となつた1億円を支出する場合の財源というのは、一般財源が充てられるというふうに私どもは考えます。

25年度の決算全体において、一般会計全体ですけれども、歳出不用額として8億円余りがあります。8億が多い少ないの議論もございませけれども、歳入では一般財源であります臨時財政対策債を初めとしまして22億1,660万円を借り入れて、25年度の財政運営を図つたところがあります。

したがいまして、不用額があるから、その分でということにおきましては、現状では一般財源を補うために財政調整基金を取り崩すということになるというふうに私どもは考えます。

今後、交付税が減ることが明らかであり、まだ一般財源としての臨時財政対策債の制度そのものが不透明である以上、不用額分でという捉え方で新規事業とか事業の拡充とかを実施するという考えは、現段階持ち合わせておりませんので、よろしく申し上げます。以上です。

#### ○教育部長（五島直和君）

3点目で、体育施設の関係で、グラウンド、スポーツセンターの御質問がございました。

御承知のように、現在スポーツ施設等の整備・管理というのは指定管理者であるところの業者が行っております。時期的に草が伸び、支障が出ておるといふようなことも承知はしておりますが、このグラウンド状況において、利用者から特に苦情という形ではいただいておりませんでした。

平成25年度の先ほどの整備の費用の関係でございませますが、佐屋のスポーツセンターにおきましては9万9,750円、親水公園総合運動場多目的広場におきましては164万1,240円の支出でございませ。両運動場とも、除草とかそういうような作業に費用は使っております。

そして、土の関係がありました。もともとなんですけれども、佐屋スポーツセンターと親水公園の総合運動場多目的広場、こちらはベースは山土なんです。お隣のスポーツセンターにおきましては、平成24年度に指定管理者のほうで、地元の少年野球であるとか、ソフトボール協会からの要望も踏まえて、まさ土というちょっときめの細かい土を搬入しました。先ほど言いました、これがきめが細かく土がしまりやすいという観点から、野球・ソフトボールには適するという土でございませ。

そういうような状況で、指定管理のほうもグラウンドの利用状況も見ながら整備は進めさせていただいておるといふような状況でございませるので、御理解いただきたいと思ひます。

#### ○11番（河合克平君）

再質問をお願いいたします。

まず不用額については、もともと歳入が少ない状況の中で、借り入れをしている中で、不用額があるからそれを新しい事業をするということにはなかなかならないよということでおっしゃっていただいたかと思うんですけれども、今年度の予算を見ますと、子ども医療費の助成の予算が2億6,000万、今回の決算は94ページに載っているんですが、2億3,000万ということで、3,000万余分に予算を立てている状況なんですね。

いろいろと経緯、執行状況等、また病気になる人が多い少ないで変わってくる中で、それだけふやしている状況もあるかと思うんですけれども、わかれば執行状況と、わからなければいいです。執行状況と、3,000万円せっかく上乘せするんであれば、6,000万の半額の3,000万円予算であるわけですので、子ども医療費の無料化について考えられないかなというこの質問がまず第1点です。

もう1点が、放課後子ども教室のことですけれども、実際に夏休み、子供たちが多い中で、児童館を運営されている方、また児童館で働いている方が非常に大変な思いをしたということは聞いているところであります。夏休みであるので、学校があるわけではないのであれなんですけれども、学校の空き教室を利用する中で、今まで行ってきた放課後子ども教室事業というのを少しでも拡大していけないだろうか。

今、毎週土曜日には、そういった補助的な教育を進めているということは聞いているんですが、平日においても少しずつ拡大していくことをお願いしたいと思っておりますので、その見解について再度できないということなんですけれども、何とかする方向を一度、子育ての充実ということも考えた中でお願いできないかという質問です。

最後、体育施設の件ですが、まさ土が今入っていないようなので、一度まさ土のものの検討をぜひしていただきたいということで、見解をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○市長（日永貴章君）

議員御承知のとおり、議長からもお話しございましたけれども、議案質疑につきましては、会議規則に沿って運営をされておまして、答弁につきましても、我々といたしましてはルールに沿って答弁をさせていただいております。

先ほど1回目、子供の医療費の件や放課後子ども教室の件につきましては、企画部長から答弁させていただいておりますけれども、やはり会議規則の第54条第3項によって制限をされておりますので、この点につきましては御容赦いただきたいというふうに思います。やはりルールに沿って私どもも答弁していきたいというふうに思っております。

あとグラウンドのまさ土の関係につきましては、現状、担当に確認いたしましたところ、しっかりとした運営管理がされているということでございまして、またそのような御要望とか御意見等も今のところ担当のほうは聞いていないということで、私自身もグラウンド等、よく顔を出させていただいておりますけれども、現状につきましてはしっかりと管理されているというふうに考えております。

また、いろいろ御意見等がございましたら、担当を通じてお聞かせ願いたいと思います。以

上です。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○4番（加藤敏彦君）

それでは、認定第1号について質問させていただきます。

1つは認定第1号ですけれども、報告書について2点ほど意見というか、要望になりますが、1つは字が小さいので、大きくしていただけないかと。今回、様式を変えられましたが、変え過ぎの状況じゃないかという点で、もう一回り大きな字でお願いしたいと思います。

それから報告書の表示ですけれども、年度別表示がありますが、25年、24年、23年と全体的にはありますけど、例えば国保決算などは23、24、25と逆に並んでいるので、これは統一していただいたほうがいいと思っています。2カ所ばかりあったと思いますので、ぜひそこら辺はそろえていただきたいというのを要求いたしまして、報告書9ページですけれども、法人税の14.8%マイナスの理由をお尋ねしたいと思います。

それから報告書19ページですけど、先ほども質問がありましたが、2款1項1目職員メンタルヘルス事業で、執行率が50.4%と。内容は厳しいということですが、執行率が半分になっているという理由についてお尋ねをいたします。

それから報告書20ページ、2款1項1目コミュニティFM放送運営事業ですが、市内の受信状況はいいのか。それから、防災面での放送内容はつくられているのか、お尋ねをいたします。

それから報告書21ページ、2款1項5目指定金融機関業務ですけれども、隣の津島市はいい信金にお願いして、料金を払っていないというふうに聞きましたが、多額の費用を払っておりますが、市の考えについてお尋ねをいたします。

それから報告書23ページ、2款1項1目巡回バス運行管理委託事業ですが、この平成25年度の中で運行の見直しが行われて、新時刻表かできました。しかし、佐織地区の時刻表は問題があるということで、7月から改正されました。ただ、全体を見ますと、佐屋地区の時刻表なども点検と改善が必要だと思います。

例えば佐屋西ルート右回り、佐屋老人福祉センターとピアゴの佐屋店西が1分で移動するという時刻表になっておりますが、逆に左回りでいきますとピアゴ佐屋店西と佐屋老人福祉センターが5分となっている。しかし、現実には1分で移動できるとは思いませんので、やはり現実に合わせて時刻表の改正が必要ではないかと。

例えば佐屋ルートでいきますと、西ルートで一回りで約20分おくれが出る、東ルートで約15分おくれが出る、中央ルートで約10分おくれが出るというふうに聞きました。時間でおくれなために、運転手が無理な運転手をしたり、休憩時間がとれないという状況も聞いておりますので、ぜひ点検をして、訂正が必要ならしていただきたいというふうに思います。

それから報告書24ページ、2款1項6目新電力調達調整業務ですが、電力の購入先を変えたことによって削減効果524万円という成果が出ておりますが、今後の広げる考え方になっていくのかどうかという点ですね。

それから報告書32ページ、2款1項10目自治基本条例制定支援委託事業ですが、この自治基本条例はいつ制定する考えで進められているのかについてお尋ねをいたします。

それから報告書39ページですけれども、2款3項1目戸籍住民基本台帳事業の成果が出ておりますが、八開総合支所と永和出張所の業務を比較しますと、全体的に永和のほうが多いと。支所整備方針を見直しすべきだというふうに思いますが、この結果をどのように見ているのか。

以上、お尋ねいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、最初に総務部の所管について順次お答えさせていただきます。

まず法人税14.7%減収の主な理由はということでございますけれども、これはさきの税条例の改正の中でもちょっと触れた経緯があると思っておりますけれども、このたび法人の実効税率の改正がございまして、国税である法人税の税率が30%から25.5%に引き下げられたと。法人税額が15%減少となったと。国税であります法人税額を課税標準としている法人市民税、法人税割額の税収が減収となったと。いわゆる税率の変更ということが主な要因であります。

次に、メンタルヘルス事業の執行率の問題でございますけれども、先ほどの吉川議員の答弁にも若干触れる形になりますけれども、この職員のメンタルヘルス事業の関係につきましては、指定医という形で委託料を計上させていただいております。そして、当初予算において年間65回ほど、そういった相談業務を予想し、計上させていただきましたけれども、実際には25年度は19回執行したという結果になっております。

そして、また一方で心の定期検診委託料というものも予算でお認めをいただいておりますけれども、当初予算におきまして、そういった検診の調査単価を1件1,000円で見込み計上をしておりましたけれども、実際の契約の段階で1件630円で調査をお願いするという委託契約を締結したわけでありまして、したがって、そういったようないろいろな要因の中で、最終的に予算の執行率が50.4%の結果になったと。

くどいようですが、指定医の受診者が少なかったことと、それから検診委託の調査単価が安価で契約できたというのが主な要因でございます。

それから、コミュニティFMの放送運営事業の受信の状況でありますけれども、これは前回、そんなような御質問もいただいた経緯があるというふうに理解をしておりますけれども、エフエムななみ自身が受信できないなどの問い合わせは特に聞いてないというようなことを言っておりますけれども、実際、前回真野議員でしたか、いろいろそういった御意見もいただいております。それは、やはり周囲に高い建物や送電線、あるいはコンクリートの建物など、その受信環境によって、愛西市内で一部受信状況がよくないというケースが発生しているのは事実です。それは申し添えておくといえますか、そういったことで回答させていただきます。

そして、一方で防災面での放送内容はということでございますけれども、これもななみのほうへ実績について聞きました。25年度については、これは自治体の情報を含めて552件放送をしたという実績を聞いておまして、その中で御質問がある防災面での、台風による避難所の情報とか、それから地震発生時など、あるいは災害時の緊急放送として6件放送したという実



績であったということを聞いております。

それから、巡回バスの関係でございますけれども、常時発生が起きておりました佐織ルートですね。これは本年7月に個別配付等をし、修正をし、御案内を申し上げて、現在は順調に運行しているのではないかというふうに私どもは思っております。

佐屋ルートの話がありました。これは確かにピアゴ佐屋店西ですね。それと佐屋の老人福祉センターの間に、先ほどお話がありました佐屋西ルートで1分と5分の違いがあるというようなお話もありましたけれども、これは時刻表の見方にもよるんですけれども、時刻表内の時間は全て発車でありますので、乗降完了後の時間を記載している、いわゆる発車時間ですね。そういった捉え方をさせていただくとありがたいと思っておりますし、確かに利用の多い福祉センターの時間については、到着後の乗降時間を加味し、完了後の発車時間にしておりますので、若干停留所間の時間に相違があることは事実です。

そして、先ほど運転手の休憩云々という話もありましたけれども、確かに運転手の若干の休憩時間、乗降客数の違いを考慮して、全て同じ乗降時間数でしているというものでもありません。

ただ、見直し云々というような、やはり半年間が経過した中で、加藤議員がこの場で御指摘をいただくのも事実ですし、各個人にいろんな御意見を頂戴しているのは事実です。ですから、そういった御意見というのは重々承知をしているつもりでおります。ですから、できることから改善をしていきたいという考えについては変わりありません。

それから、新電力の関係でありますけれども、25年度から新規に導入したわけでありまして、25年度につきましても各公共施設単位でメリットが出ると思われる、これは当初予算の段階で説明申し上げましたけれども、25年度は33施設を対象として契約をいたしました。その効果は、先ほどお話がございました540万何かがしという削減効果が出たわけでございます。

当然こういった効果が出ておりますので、これも新年度当初予算でお話を申し上げたと思っておりますけれども、33施設を6施設ふやしまして、今年度につきましても39施設を対象に委託契約を結んでおります。したがって、こういうような削減効果が出るということは、今後も新電力の導入については継続したいというふうに考えております。

それから、八開総合支所と永和出張所の業務比較云々と、支所の整備方針の見直しをという御質問でございますけれども、これは最前からお答えをしておりますように、市の整備の考え方については、単に取扱業務、あるいは窓口の取扱件数の数字を捉えて、今日に至るまでその方針を決めているわけではございません。

そして、今議員のほうから決算数値の中で業務の件数が多いんじゃないかというお話がありましたけれども、これはきちっと皆さん方整理をしていただきたいと思います。いわゆる業務数と窓口の取扱件数というのは違いますので、業務数でいえば八開総合支所は永和支所の2倍以上業務をこなしておると。これは以前、各支所、各出張所の業務数についてお伝えをした経緯もございまして、そういった違いというものをちょっと御認識いただけたらというふうに思っております。

それから、支所の整備計画の策定、今回もいろんな基本計画、パブリックコメント等も実施いたしまして、この出張所の廃止を中心に住民サービスを低下しないでくれと、こんなような御意見もいただき、市の考え方も御回答させていただいております。

そもそも私どもといたしましては、庁舎検討委員会の答申を尊重いたしまして、これはさきに出張所整備検討報告書、それから愛西市の支所整備報告書の検討結果などを踏まえまして、公共施設の整備方針や施設整備の考え方を整理して求めてきております。

したがいまして、当然ながら公共施設の整備については、きょうの話でも公共施設、愛西市全体の配置計画、これは3年間で進めていかなければなりませんし、今そういった準備を進めております。当然ライフサイクルコスト、地域性、人口変動、いろんなことを踏まえた中で整理していかなければなりません。

そんな中で、今回御質問がありました支所整備基本計画、そして出張所として期待される行政機能を維持すること、これは出張所をこれから継続するという点については困難という判断のもとで、出張所を残すということを踏まえての支所の整備計画の見直しについては考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

#### ○会計管理者兼会計室長（水谷 勇君）

報告書の21ページで指定金融機関の業務についてお尋ねをいただきました。

津島市がいちい信用金庫にかわってございます。この関係は、新聞でも報道されましたが、平成25年に変更され、それまで三菱東京UFJに200万円を払ってみえます。その契約と同内容で、いちい信用金庫に今契約がされておるということを確認しております。

料金のほか、人件費とか組み戻しという手数料がかかるわけですが、これについてはいちい信用金庫については無料ということをお聞きしておりまして、その他口座振替とか公金の払い込みについて変わりございませんので、一緒にやっています。

それで、市の考えはということをお尋ねいただきましたが、今回、平成24年8月に三菱東京UFJ銀行から値上げの申し入れがありました。そんな中、津島市を含め、海部管内で調整と協議がされておったわけです。

そんな中、11月に津島市を除きます海部管内の6市町村が足並みをそろえて、今後5年間は指定金融機関業務の取扱手数料を据え置くということを共通要望として申し入れしておりますので、この間、継続して契約をしていきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

私から、自治基本条例の関係について御答弁させていただきます。

まず初めに、現在の状況ですけれども、素案を愛知県の法制執務の観点から、そういった専門の職員の方が県にはお見えになるということで、法制執務の観点から見直しをお願いしているところでございます。

それで、議員お尋ねの制定の時期はということでございますけれども、その時期につきましては、できる限り早い段階で上程がしたいと考えております。以上でございます。

#### ○4番（加藤敏彦君）

再質問を行っていきたいと思います。

9ページの法人税の件ですけれども、税率の変更の影響を受けておるということですが、この税率の変更がなかった場合は、税収としては、要は法人においてはもうかっておるかもうかっていないか、利益が出ているか出てないかという点でわかりましたらお願いしたいのと、それから事業者数と課税事業者数の割合もわかりましたらお願いしたいと。

それから19ページ、職員メンタルヘルスの件ですけれども、50.4%の理由としては説明をいただきました。

あと、先ほどの吉川議員の答弁の中でも、特定の課ですね。税務課とか保育園とか、そういうストレスがあるというところの理由的なものがわかりましたら、紹介をいただきたいと思います。

それから報告書20ページ、コミュニティFMですけれども、このコミュニティFMにつきましては、今佐織地区だけが戸別受信機があり、きょうも議会があつて傍聴ができますという放送も朝やっておりますが、これが来年4月から廃止されるという点では、そのかわるものがコミュニティFMだという形で進められておりますので、どこの家庭においても受信できる条件の整備を、中継基地が必要ならそういうものも含めて要望するなり、そういうことが出てくると思うんですね。だから、防災の点から戸別受信機に当たるものとしてコミュニティFMが位置づけられておりますので、例えば防災の信号を出すとか、そんなことも組み入れていかなければ、防災という面での位置づけがないと思いますので、その点は協議をいただきたいと思います。

それから、報告書21ページの指定金融機関の業務ですけれども、平成24年度から5年間はUFJだということですので、契約されておりますので、その変更は難しいと思いますが、津島が経費節減も含めていちい信金にお願いしたということは、今、行政が取り組むべき一つの課題ではないかと思いますので、契約が終わった段階において、契約先については十分な検討を求めたいと思います。

それから23ページ、巡回バス運航管理委託ですけれども、できるところから改善ということですが、誰が見てもおかしい部分は早く訂正をしていただきたいと思いますし、佐織地区でも時刻表の改正によって余裕ある運転を行っていただきましたので、やはり余裕がないところについては期限を決めて、手を打っていただきたいと思います。

それから、新電力につきましては広げていくということですが、削減効果額542万円ですけれども、電気料金のどのぐらいの割合の節約になったのか、わかりましたら紹介いただきたいと思います。

それから報告書32ページ、自治基本条例制定ですけれども、今、県のほうに見てもらっておるということですが、できる限り早くというのは、今年度内の早くなのか、新年度の早くなのか、その点がわかりましたらお答えいただきたいと思います。

それから永和出張所の問題は平行線ですので、以上、お願いします。

○総務部長（石原 光君）

まず、私のほうからお答えできる部分はお答えしたいと思います。

まず法人税の実効税率の引き上げをしなかった場合に、もうかっているのかももうかっていないのかという話でありますけれども、ごめんなさい、その辺はまだちょっとわかりません。

そして、事業者数の関係でありますけれども、総事業者数につきましては1,163の事業者があります。うち均等割のみ課税の事業者は813事業者、それから法人税割等均等割を課税された事業者は350事業者、そして法人税割課税事業者につきましては、割合としては約30%というような割合になっているんじゃないかなというふうに思っております。

それからメンタルヘルスは、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

コミュニティFMの関係でありますけれども、確かに受信できんことについては中継基地もつくってできるようにしたらどうだと、おっしゃるとおりでございます。ただし、これは私どもの市だけの状況なのか、海部津島各市町村、みんな加入していますので、その辺の実態を、担当者会議もありますので、その辺の情報を共有しながら、ななみのほうへ伝えることは伝えていくということが必要ではないかと。

それから、簡単に中継基地ということになりますと、当然負担金の関係もありますので、これは愛西市だけの問題じゃありませんので、当然どうしてもということであれば、海部津島全体でそんな議論はされるのではないかと思っております。

それで防災の面からという形で、6件というのが多いか少ないか、いろんな捉え方があると思います。これだけ災害が叫ばれておる状況の中で、防災だけでこのエフエムななみを導入したわけじゃありません。これは自治体の行政情報というのもメインになっておりますので、先ほど言いましたように、担当者会議がありますので、一度そういう実績を踏まえた中で、放送内容によって、これは各市町村とも共通な一つの課題であると思っておりますので、うちの担当者を通じて、そういった場でいろいろ情報交換をし、放送できるものは放送してもらうというような提言をななみのほうへ伝えていくのも一つの手法ではないかというふうに考えております。

それから巡回バスの関係ですけれども、誰が見てもおかしいところは早期に改善せよというお話でございますけれども、佐屋の一つの例を挙げてお話がございましたけれども、個々具体的に、きょう現在いろんなお話がある中で、先ほどお話がありました、具体的な話は、私自身は一部聞いておる部分もあります、正直言って。そして、もう1つ、この10月に新たにバスの検討委員会の委員さんも公募をかけていきます。そして、新たに検討委員会を立ち上げるというようなことで今進めておりますので、先ほど申しあげましたように、運行開始してから半年の状況でございますので、私どもとしてはいろんな実績を見た中で、改善できるものについては改善していきたいということに変わりはありません。ですから、検討委員会のほうへその話をし、検討していただいて、よりよい方向に出していきたいというふうに考えておりますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思っております。

#### ○人事課長（大鹿剛史君）

メンタルヘルスの関係でお答えさせていただきます。

吉川議員にもお答えしましたように、メンタル不調の要因として、時間外労働勤務、いわゆる量的負担、それから職場における対人葛藤、これは対市民、対職員でもありますが、いわゆるそういった質的要因、2つございます。特定の部署という点で税務課、保育園というところを、そういった不調者が多いというのが上がりましたが、これどちらも量的負担、質的負担がかかる職場でございます。

職務の内容上、職務を変えるわけにはまいりません。人事課といたしましては、特に量的負担を軽減し、質的負担で組織内のラインケア、それと各職員のセルフケア、そういった点を研修等でやって、とにかく早目早目にそういった心の病にならないような体制をとっていきたいと、そのように考えております。以上です。

**○総務課長（猪飼 明君）**

新電力の削減効果で、金額で言いますと542万何がしということが25年度で出ておりますが、実際、その数字のもとになる平成25年度の実績で、中部電力の額に置きかえた場合に、中電ですと1億1,340万8,772円でした。新電力で25年度をやりまして、1億1,012万9,933円、その差が542万839円、率で言いますと97%ぐらいで、3%ぐらいの効果が出たというふうに思っております。以上です。

**○企画部長（山田喜久男君）**

自治基本条例の上程の時期について、今年度内か新年度内かというお尋ねでございます。

私ども、答弁のできる限り早い時点でと申し上げたのは、実は条例の中に議員の皆様方にかかわる条文がございます。それで、過去2回ほど議会の活性化協議会の皆様方と協議をさせていただいて、反映した部分もございます。

ただ、議員の選挙が今回あったということの中で、再度議員の皆様方と協議が要るのではないかというふうに、私自身は捉えております。また、このことについては議長さんに御相談を申し上げ、それがどの程度の時間がかかるのかわかりませんので、こういった表現とさせていただいておりますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

ここで休憩をとります。再開は4時15分といたします。

午後4時03分 休憩

午後4時15分 再開

**○議長（鬼頭勝治君）**

休憩を解き、再開をいたします。

総務課長より発言を求められておりますので、許可をいたします。

**○総務課長（猪飼 明君）**

申しわけありません。

先ほど加藤議員にお答えしました新電力の平成25年度の実績数値について誤りがありましたので、再度申し上げます。

平成25年度の中部電力の電力料金は、先ほど申し上げたとおりでございます。1億1,340万

8,772円。それから、25年度の新電力の電気料金でございますけれども、これは誤りがありました。1億798万7,933円。この差がメリットが出た542万839円でありまして、削減率としまして4.8%ほどの削減効果が出たということでございます。申しわけありませんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・認定第2号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第15・認定第2号：平成25年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・認定第3号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第16・認定第3号：平成25年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

平成25年度国保の特別会計について、1点質問させていただきます。

軽減措置があるわけですが、この軽減措置と滞納の関係、つまり軽減措置を受けていらっしゃる方が滞納が多いのか、そういった傾向について1点お伺いをしたいと思います。

○市民生活部長（永田和美君）

減免措置と滞納の関係でございますけれども、国民健康保険税は収入のない御世帯にも均等割の負担をお願いしております。そのため、国保被保険者全員の所得合計金額が一定以上の場合、均等割について7割・5割、または2割の軽減を行っております。また、会社の倒産、解雇などで職を失った方などに対しましては軽減制度もございます。申請をしていただきますと、対象者の前年中の旧所得をその100分の30とみなし、算定を行っております。

軽減に係る方につきましては、所得が少ない方や、職を失い、雇用保険受給者であることから、保険税の支払いが滞る方も見えます。その際、保険年金課及び総合支所窓口で分納などの相談をしていただきまして、長期の滞納につながらないように努めておるのが現状でございます。以上でございます。

○13番（吉川三津子君）

こういった措置を受けていらっしゃる方が滞納に至っているのか、その点はっきり御答弁いただきたいのと、それからこういった措置を受けていらっしゃる方というのは、どれぐらいの軽減を受けているのか、御当人はわかっていらっしゃるのか。その辺のところをしっかりと、

これだけの軽減を受けていますよということは御当人に自覚していただくということがとても大切かと思いますが、その点についてどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

**○保険年金課長（井戸田憲二君）**

それでは、まず7割・5割・2割の方については、本算定のときに中に説明書きを入れさせていただきます。

あと自発的失業者、リストラ軽減の方については、窓口で申請を出していただきますので、その場で減額になる趣旨を説明させていただいています。以上です。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○4番（加藤敏彦君）**

認定第3号で2点ほどお尋ねいたします。

1つは、国民健康保険の収入、国民健康保険税が前年比100%、それから保険給付費、支出ですね。98.3%という状況で、国保の値上げといういつも心配されるんですけど、保険会計として今安定した状態にあるのかどうかをお尋ねします。

それから報告書148ページ、特定健康診査受診率で44%、これは受診率が伸びておりますが、その理由と、さらに50%以上にしていく必要性があると思いますが、課題として何があるのか、お尋ねをいたします。

**○市民生活部長（永田和美君）**

それでは、2点につきまして御答弁をさせていただきます。

まず1点目でございます。保険税につきましては横ばいの状態でございます。

保険給付につきましては、若干ではございますが、給付費の全体額は下がりました。

148ページの1人当たりの医療給付費をごらんいただきますと、平成23年度をピークに療養給付費などが下がってまいりました。今後につきましても、税込、繰入金、支払準備基金の積み立てなどを、会計状況に応じ、安定した運営を図っていきたいと考えております。

2点目の特定健康診査受診率につきましては、昨年度より8月に受診者への受診勧奨のはがき、対象者に考慮した内容のはがき3種類を作成いたしまして、送付をさせていただいております。

また、9月以降、受診率の低い地域の未受診者に対しましては、電話による勧奨とか家庭訪問を行いまして、その地区において追加の集団健診を行ったことも受診率の伸びにつながったと考えておるところでございます。

受診率を目標値の50%以上に向けてでございますが、現在もまだ受診率の上まらない地域もでございます。昨年度と同様の受診の勧奨を行いまして、毎年の受診が定着するよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○4番（加藤敏彦君）**

国保会計について、安定している、給付費も下がっているという状況で、今値上げの心配はないのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○市民生活部長（永田和美君）

現時点では、見直しに関しましては考えておりません。以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・認定第4号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第17・認定第4号：平成25年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・認定第5号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第18・認定第5号：平成25年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○4番（加藤敏彦君）

認定第5号ですが、報告書152ページで高齢化率が伸びておりますが、認定審査件数は横ばいになっておりますが、何か理由があるのでしょうか。

それから報告書153ページですが、介護施設の入所待ちの状況と、受け入れ施設の状況はどうか。それから、認知症対応通所介護の理由がないのはなぜか、お尋ねをします。

○福祉部長（小澤直樹君）

それでは、第1点目でございます。高齢化率が伸びているにもかかわらず認定の審査件数が横ばいになっている理由でございます。これにつきましては、24年度に制度改正がございまして、認定期間の設定が、従来、最長で12カ月でございましたものが、最長24カ月まで可能になりました。つまり、従来は認定を受けて12カ月たった人については必ず審査を受けていただいておりますものが、制度改正で2年まで猶予されたということで、たまたまこの年度だけ件数が減ってきたということで理解はさせていただいております。

ちなみに、認定者数そのものについては随分伸びてきておりますので、また26年度については伸びた数字になるということで理解をさせていただきます。

それから、介護施設の入所待ちの状況でございますが、特養について見ますと、現在、市内



特養4カ所ございまして、重複も含めての数字でございますけれども、491人といた入所待ちということで把握をさせていただいております。

それから、認知症対応の通所介護の理由がないのはなぜかということでございます。

そもそも23年度にしか数字が入っておりませんが、この事業そのものが地域密着型サービスといった位置づけでございまして、市内の人は市内の事業所しか利用できないという制度にはなっておりますが、23年度につきましては制度の移行期間でございまして、みなしで弥富の施設を御利用になっていた方がお見えになりました。これが数字上出てきてございまして、この方、23年度中にお亡くなりになりまして、それ以降、御利用がないということでございます。

市内の事業所の状況でございますけれども、平成19年に事業所としては2カ所、開設をされておりますが、利用が非常に少なくて廃業をされております。やはり認知症の通所については、通所という需要ではなくて、入所といった需要であるのかなあとということを思っております。以上でございます。

#### ○4番（加藤敏彦君）

認定審査件数と認知症の件については、理解いたしました。

介護施設の入所待ちの状況について、今後、重複のない形での把握が求められると思っておりますけれども、そういう課題についての認識、考えがありましたらお伺いいたします。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

これにつきましては、愛知県のほうの調査ではございますけれども、この平成26年4月1日現在の実人員をつかんでございます。これについては、3年に1回調査がございまして、この26年4月1日現在としましては、愛西市で待機者115人といた数字になっております。この数字につきましては、3年に1回ごとに調査がありますので見ていきたいと思っております。以上です。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第19・認定第6号（質疑）

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第19・認定第6号：平成25年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○13番（吉川三津子君）

平成25年度農業集落排水事業等特別会計決算についてお伺いをいたします。

施設の老朽化も、多分佐屋地区で最初に導入されているので進んできていると思っておりますが、

この施設の老朽化の現状と、この施設の大規模改修の見通しについてお伺いをしたいと思います。

○上下水道部長（飯谷幸良君）

それでは、お答えをさせていただきます。

市が管理しております排水処理施設等につきましては、農業集落排水施設が19施設、コミュニティ・プラント施設が1施設の合計20施設でございます。各施設の供用開始につきましては、平成8年度から平成20年度にかけて行われましたが、供用開始後10年以上経過した施設数は13施設と、半数以上を占めている状況でございます。

機械設備類につきましては、今後も劣化や故障等もふえていくものと予測をしますが、既に修繕、あるいは更新済みの施設も多数ありますので、平成25年度の決算を基準といたしまして、今後も横ばい、もしくは微増傾向で推移していくことになろうかと考えております。

また、先ほど御質問のございました、今年度から西保地区で事業着手をいたしました機能強化対策事業でございますが、今後、順次各施設の劣化状況を判断しつつでございますが、計画的に進めてまいりたいと考えております。以上です。

○13番（吉川三津子君）

今回、西保のほうで大改修的なことが行われたわけなんですけれども、毎年こういったものが必要になってくるのか。シミュレーションですね。年間大体これぐらいの金額は用意しなければいけないのか、その辺のシミュレーションについてお伺いしたいと思います。

○上下水道部長（飯谷幸良君）

先ほど申しました機能強化対策事業につきましては、国の補助50%、県の補助14%、市の負担36%で行うものでございまして、1地区大体3年の期間で行っていくものでございます。1地区大体2億から3億円程度の事業費がかかってまいりますので、今後、先ほど申しましたように劣化の状況を見て、また早急にやらなければならないところがございましたら、県のほうに申請をしていきたいと考えております。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○4番（加藤敏彦君）

同趣旨の質問ですので、割愛させていただきます。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・認定第7号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第20・認定第7号：平成25年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認

定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○13番（吉川三津子君）**

平成25年度公共下水道事業会計決算についてお伺いいたします。

私は、先ほど農業集落排水でもお聞きしましたが、長期的な展望というのが、これから公共施設の再編成を含めてどれぐらいの費用がかかるかというのは、必ず各部署でシミュレーションを描いておくべきだというふうに私は思って、先ほどもお聞きしたわけです。

毎回、決算のときにもお聞きしているわけですが、人口減の中で、今後下水道代、基金、市債などのシミュレーションがどのようになっているのか、御答弁いただきたいと思います。

**○上下水道部長（飯谷幸良君）**

全体の建設計画につきましては、平成44年度までの長期建設計画を立てております。この計画は、作成して終わりということではなくて、必要に応じて見直しをしております。

また、上位計画であります名古屋港海域等流域別下水道整備計画や全県域汚水適正処理構想の見直しを受けて、人口減少等の社会情勢の変化を反映する公共下水道全体計画、これは愛西市版でございますが、その見直しも今後行っていきたいというふうに考えております。以上です。

**○13番（吉川三津子君）**

毎回同じ質問をお聞きいたしておりまして、将来、基金がどれぐらいになってきて、市債がどれぐらいになってきて、そしてさらに再質問で聞こうと思っていたのは、公債費等がいつごろにマックスになっていくのか、一般会計の繰入金はどうなっていくのか、その辺について見通しを伺いたいと。

毎回、決算のときにこういった質問をさせていただいているんです。これから人口減になる中で、多分私はどこかで下水道事業を大きく見直さなければならぬ時期がやってくるだろうと。そういったときの見通しのために、この数字をつかみたいということでお聞きしているわけですので、毎回同じ質問をさせていただいておりますので、御答弁をよろしくお願いします。

**○上下水道部長（飯谷幸良君）**

全体の建設計画につきましては、愛西市の公共下水道事業と日光川下流流域下水道事業の負担金を合わせまして、総額282億円を見込んでおります。そのうち、起債は165億円、国庫補助金が96億円、受益者負担金が17億円、一般会計繰入金2億円を財源として見込んでおります。25年度までに公共下水道事業の工事費につきましては82億1,900万円、流域下水道の負担金が11億8,800万円、合計94億700万円を執行いたしました。

また、下水道の管理費につきましては、維持管理費と起債償還金がありまして、その財源といたしましては、下水道使用料と一般会計からの繰入金を見込んでおります。

現在の試算では、平成44年度までに公共下水道の建設費といたしまして173億8,100万円、流域下水道負担金といたしまして14億1,200万円、合計187億9,300万円となり、その財源といた

しましては、国庫補助金が61億9,300万円、起債は111億9,100万円、受益者負担金は12億7,200万円、一般会計繰入金が1億3,700万円と見込んでおります。

また、管理費といたしまして、44年度まで借り入れた起債の償還につきましては、利子分も含めて平成72年度までの249億6,800万円となる見込みでございます。起債の償還のピークは平成45年度で8億9,200万円となり、一般会計からの繰り入れにつきましては44年度がピークであると試算しております。以上でございます。

**○13番（吉川三津子君）**

私、すごくコンパクトにお聞きしたつもりでいるんですけども、将来的な公債費がどうなっていくのかということ、一般会計からの繰り入れがどうなっていくのか、その辺のところを御説明いただきたいなど。特別会計を存続させるのには、多分こういったところがポイントになってくると思うんですけども、それがどうなっていくのか、御説明いただきたいと思っております。

**○上下水道部長（飯谷幸良君）**

今のシミュレーションによりますと、一般会計からの繰入金と起債の償還金、それぞれふえてまいります。というのは、当然起債を借りますと公債費で返さなきゃいけない部分もございまして、先ほど申しましたように、平成44年度完成見込みということで、それに基づきましてシミュレーションをさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○4番（加藤敏彦君）**

決算報告書の169ページですけども、下水道の接続率は計画に対してどうかということと、それから公共下水道事業計画について、どこまで進んだ、あと何年で終わるかについては今答弁があったと思いますので、省きます。

それから、今、建設資材、人件費が高騰しておりますけれども、この影響はあるのかという点でお尋ねをいたします。

**○上下水道部長（飯谷幸良君）**

下水道の接続率でございますが、接続について下水道法で遅滞なく接続するということになっておりまして、市としての計画自体はございませんが、今現在、供用開始をされております全体の接続率で申し上げますと54.22%でございます。これは26年3月31日現在でございます。

あと建設資材や人件費が高騰しているが、影響はあるかという質問でございますが、設計段階で、単価が上がれば当然事業費自体は上がることにはなりますが、今後、事業費の増減、ふえたり減ったりすることはございますので、適宜、先ほど申しました財政計画の見直しをするように考えております。

**○4番（加藤敏彦君）**

供用開始54.22%について、市として、担当としてどう評価しているか伺いたいと思います。

**○上下水道部長（飯谷幸良君）**

担当としてどう考えているかという御質問でございますが、下水道法によりまして、先ほど申しました、遅滞なくその土地の下水を公共下水道へ流入させるための排水設備を設置しなければならないと下水道法で規定がされております。

下水道につきましては、皆さん全てに御利用いただければ、本来の目的である生活環境や公共衛生の向上と、自然や水質の保全を達成することができません。多額の税金や費用を使って建設しておりますので、早く接続をしていただくようお願いをしているところでございます。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・認定第8号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第21・認定第8号：平成25年度愛西市水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

認定第8号、平成25年度水道事業会計決算の認定についてということで、質問させていただきます。

受水費の項目で、決算書の326ページなんですけど、愛西市の水道事業は、この市の水道事業と南部水道企業団の水道事業が2つあって、愛西市の住民の方は2つの事業会計から水道を購入しているという状況になっておる次第です。

今、愛西市の水道事業において、受水費と言われる水の仕入れの料金について、給水している人口で割り返したところ、愛西市のものについては6,417円です。海部南部水道企業団の決算においての、参考までに割り返したところ、8,700円でした。同じ地域に住んでいて、たまたま事業主体となる水を買うところが違うからといって、仕入れ値に差額が直接水道を供給されている、特に佐屋地区、立田地区の皆さんのところには家計の中に大きく負担になっているんじゃないかということを感じた次第であります。

今、立田地区、佐屋地区の方で高く水道代を支払っているものについて、水の仕入れの金額について、なぜそんなに高くなってしまったんだろうかということを確認したところ、まず防災対策があって、地盤沈下の防止のために地下水を利用しないという制限がある中で、海部南部水道企業団のほうでは高い受水費を支払っているんじゃないかということがわかってきた状況がありました。

そういう中で、防災対策費として高い仕入れを負担させてもらっているのであれば、高い仕

入りに多少でも市として費用の軽減となるように、海部南部水道企業団のほうへ助成を行うべきではないかというふうに考える次第であります。回答をお願いします。

○上下水道部長（飯谷幸良君）

愛西市の水道事業会計決算で受水費を給水人口で割ると年間6,417円であるということは、議員さっきおっしゃられたとおりでございます。

地方公営企業会計では、企業性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則としております。そして、その経営に要する経費は経営に伴う料金をもって充てる、独立採算が原則とされております。また、海部南部水道企業団は愛西市の中でも佐屋、立田地区、それと弥富市、蟹江町の一部、飛島村を給水地区としております。水道料金も、それぞれ各地区から選ばれる企業団の議会において決定されているものでございます。

この愛西市水道事業会計から海部南部水道企業団への助成ということは考えておりません。以上です。

○11番（河合克平君）

お伺いします。市の見解を聞きたいということで質問させていただいたんですね。水道事業会計から確かに海部南部水道企業団への助成はできないというのはわかったんですけども、市としてそういう状況を今後考えていくかどうかということについて、答弁をしてほしいというふうに考えているんですけども、議長にお許しいただけるんだったら、先ほどの市長の発言が僕ちょっと納得できない状況があるんで、事前にこういうふうにお伺いしたんですけども、ぜひ市長の見解を伺えたらということでお願いなんですけれども。

○議長（鬼頭勝治君）

暫時休憩いたします。

午後4時48分 休憩

午後4時49分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

それでは、再開をいたします。

今、河合克平議員から御意見がございましたけれども、やはりこれは認定に関しての質問ということで、それから外れているということで、市長のほうもちょっと答弁を差し控えるというお話がございましたので、許可はできません。

○11番（河合克平君）

わかりました。

僕の不勉強のところがあって、議題外になっていくのかというところで質問させていただきたいと思いますが、決算の論議の中で、その前に、議会というのは大きく論議をする中で、よりよい市政にしていこうということをしている状況があると思うものですから、そういったことでは、決算の内容について、過去のことですけれども、それで現在があって未来があるわけなんで、これは関係ない、これは回答しなくてもいいということを当局が判断されるというのはちょっとどうかなというふうに僕は思ったものですから、それだけは、僕の不勉強なので勉

強させていただきますけれども、今後、関係があるかどうかということについては、議長のほうで判断をいただいて、答えられないよということであればそうだと思うんですけれども、要望なんですけれども、そのようにしていただければなと思います。よろしくをお願いします。

**○市長（日永貴章君）**

私から答弁をさせていただきますけれども、今回の認定8号につきましては、海部南部水道への負担金、助成金については計上いたしておりません。この計上につきましては、一般会計のほうで計上いたしておりますので、質問といたしましては一般会計で質問をしていただく部分であるというふうに思っております。

そして、海部南部水道に対する補助につきましては、ルールにのっとって現状補助をいたしておりますので、今後につきましては、海部南部水道企業団として検討していく。そして、その後、愛西市として検討していく問題であるというふうに考えております。以上です。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○4番（加藤敏彦君）**

認定第8号について、2点ほどお伺いします。

愛西市水道の石綿管更新について、どこまで進んでいるのか、お尋ねいたします。

それから、佐織地区と八開地区の水道料金統一については、決算審査の意見書の中でも統一について触れられておりますが、今準備が進められていると思いますが、どこまで準備が進められたのか、お尋ねをいたします。

**○上下水道部長（飯谷幸良君）**

お答えをさせていただきます。

石綿管の更新についてでございますが、平成25年度に99メートルの石綿管更新工事を施工いたしました。残りの石綿管未更新につきましては、施工計画値といたしまして、これは25年度末でございますが、139メートルとなっております。

続きまして、佐織地区と八開地区の水道料金の統一についてでございますが、今年度水道ビジョンの策定に取り組んでおります。その愛西市の水道ビジョンの中では、少子・高齢化など水道事業を取り巻く環境が変化する中で事業の運営が維持できるよう、将来の愛西市の水道事業を見据えて検討しております。特に水道需要の伸び率でございますが、低迷しておりまして、給水収益も減少して、水道事業経営は大変厳しい環境にあります。しかも老朽化した施設の更新や災害対策への取り組みも強く求められておりまして、現状の水道資産の整理を図り、適正な水道料金の設定が必要となってくると考えております。

そこで、水道料金につきましては、今年度の新水道ビジョンを作成した後に、料金改定を含め検討を進めてまいりたいと考えております。

**○4番（加藤敏彦君）**

石綿管の更新工事ですけれども、25年度末で139メートルと。これはいつまでに工事を終わりたいというか、終われるのかという点についてお尋ねをいたします。

それから、水道ビジョンの作成ですけれども、担当課のほうで料金も含めたそういうことはできないのか。これ多分業者に委託してみえると思うんですけど、その点について、担当課ではこういうことは無理なのかどうか、お尋ねをいたします。

**○上下水道部長（飯谷幸良君）**

石綿管でございますが、今年度、佐織地区で町方町で3メートル、大野山町で2メートルの更新工事を施工いたします。

なお、27年度に施工計画値になりますが、佐織地区で町方町で120メートル、町方橋付近で14メートルの施工をして、27年度中には完了になるかと思えます。

また、水道料金の統一を担当のほうでどうだという御意見でございますが、先ほど申しましたように、ビジョンのほうで今後施設の維持管理でどれだけかかるのか、また老朽化した更新の関係も見据えて、最終的には来年度以降に検討してまいりたいと考えております。

**○議長（鬼頭勝治君）**

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第22・委員会付託について**

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、日程第22・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第39号から議案第51号、認定第1号から認定第8号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会並びに特別委員会へ付託をいたします。

各常任委員会等に付託の議案は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**○議長（鬼頭勝治君）**

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月11日午前10時より再開しますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時59分 散会